

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

(新)	(旧)		備考
NexTone	イーライセンス事業本部	JRC事業本部	
<p>第1条(目的) 本規程は、株式会社NexTone(以下「NexTone」といいます。)が、NexToneの名において、委託者の計算で、利用者との間で締結した、取次による音楽著作権の利用許諾契約について、その使用料を定めることを目的とするものです。</p>	<p>第1条(目的) 本規程は、株式会社NexTone イーライセンス事業本部(以下「イーライセンス」といいます。)が、イーライセンスの名において、委託者の計算で、利用者との間で締結した、取次による音楽著作権の利用許諾契約について、その使用料を定めることを目的とするものです。</p>	<p>(目的) 第1条 本規程は、株式会社 NexTone JRC 事業本部(以下「JRC」という。)が、音楽出版者その他著作権を有する者等(以下「委託者」という。)から取次ぎによる管理の委託を受けた音楽の著作物(以下「著作物」という。)について、JRC が著作物の利用者との間で締結する利用許諾契約に基づいて、利用者から徴収する使用料の額等を定めることを目的とする。</p>	<p>イーライセンス事業本部とJRC事業本部の事業統合にあたり、株式会社 NexTone(以下「NexTone」)に変更(以後、同修正省略)</p>
<p>第2条(定義) 本規程において、各用語の意義は、次のとおりとします。 (1)「オーディオに関する利用許諾」とは、蓄音機用音盤、録音テープ、コンパクト・ディスク(CD)、その他の記憶媒体など音を固定するもの(なお、オルゴールも含まれます。)に著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡することの許諾をいいます。 (2)「ビデオグラムに関する利用許諾」とは、ビデオテープ、ビデオディスク(DVD及びBlu-ray Discを含みますがこれらに限られません。)など音を専ら映像とともに再生することを目的とするものに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。 (3)「ゲーム録音に関する利用許諾」とは、ゲーム(パチンコ遊技機、パチスロ遊技機を含みますがこれらに限られません。)に供することを目的として、テレビゲーム機等の映像を伴う記憶媒体などに著作物を複製し、またはその複製物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。 (4)「映画録音に関する利用許諾」とは、映画館その他の場所において公に上映することを目的として、映画フィルム等の記憶媒体に連続した映像とともに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。 (5)「広告目的で行う複製に関する利用許諾」とは、広告に利用することを目的として、著作物を複製し、またはその複製物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p>	<p>第2条(定義) 本規程において、各用語の意義は、次のとおりとします。 (1)「オーディオに関する利用許諾」とは、蓄音機用音盤、録音テープ、コンパクト・ディスク(CD)、その他の記憶媒体など音を固定するもの(なお、オルゴールも含まれます。)に著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡することの許諾をいいます。 (2)「ビデオグラムに関する利用許諾」とは、ビデオテープ、ビデオディスク(DVD、Blu-ray Disc及びHD DVDを含みます)など音を専ら映像とともに再生することを目的とするものに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。ただし、本項(3)に定める「ゲームソフトに関する利用許諾」または本項(4)に定める「映画録音に関する利用許諾」のいずれかに該当するものは除きます。 (3)「ゲームソフトに関する利用許諾」とは、ゲーム(パチンコ遊技機、パチスロ遊技機を含みますがこれらに限られません)に供することを目的として、テレビゲーム機等の映像を伴う記憶媒体などに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。 (4)「映画録音に関する利用許諾」とは、映画館その他の場所において公に上映することを目的として、映画フィルム等の記憶媒体に連続した映像とともに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。 (5)「コマーシャル送信用録音に関する利用許諾」とは、放送、有線放送またはインタラクティブ配信においてコマーシャルに利用することを目的として、著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。</p>	<p>(利用許諾の区分) 第2条 著作物の利用許諾は、次の利用方法を一の利用区分として行うものとし、その使用料は利用区分によって第3条から第13条に定める額とする。 (1)レコードへの複製等 音楽再生を主たる目的としてレコード(コンパクトディスク、アナログディスク、ミニディスク、録音テープ、ICチップ、半導体メモリ等の記憶媒体)へ著作物を複製し(工業製品等に組み込まれる形で使用されるものをむ。)、またはその複製物により譲渡すること。 (2)ビデオグラムへの複製等 音をもつばら映像とともに再生することを目的としてビデオグラム(ビデオテープ、ビデオディスク等の記憶媒体)へ著作物を複製し、またはその複製物により譲渡すること。ただし、(3)(4)(5)に含まれるものは除く。 (3)マルチメディアパッケージへの複製等 音をもつばら画像やテキストや映像などとともに再生させることを目的として、総再生時間を特定できない方法でマルチメディアパッケージ(CD-Rom、DVD-Rom等の記憶媒体。次号において同じ。)へ著作物を複製し、またはその複製物により譲渡すること。 (4)ゲームソフトへの複製等 ゲームソフトにおいて著作物を再生させることを目的として、マルチメディアパッケージ等へ著作物を複製し、またはその複製物により譲渡すること。 (5)映画録音等 映画館などの場所で公に上映することを目的として、映画フィルム等の記録媒体に映像とともに著作物を複製し、またはその複製物により頒布すること。 (6)コマーシャル送信用録音等 放送、有線放送、インタラクティブ配信においてコマーシャルに利用することを目的として、著作物を複製し、またはその複製物により譲渡すること。</p>	<p>各利用許諾における文言を整理した</p> <p>マルチメディアパッケージへの複製等は近年対象となる利用実績がなく、規定が形骸化した為、削除</p> <p>コマーシャル送信用録音から広告目的で行う複製に名称変更 許諾範囲を広告目的利用全般に拡大する</p>

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

<p>(6)「インタラクティブ配信に関する利用許諾」とは、著作物を、放送および有線放送以外の方法により公衆送信し、これを伝達し、または公衆送信に伴い複製し、その他公衆送信に伴って著作物を利用することの許諾をいいます。</p> <p>(7)「放送・有線放送に関する利用許諾」とは、放送または有線放送、当該放送用または有線放送用の録音、その他放送または有線放送に伴って著作物を利用することの許諾をいいます。</p> <p>(8)「出版に関する利用許諾」とは、印刷、写真、複写その他の方法により著作物を可視的に複製し、またはそれらの複製物により譲渡することの許諾をいいます。</p> <p>(9)「貸与に関する利用許諾」とは、商業用レコードを公衆に貸与することの許諾をいいます。</p> <p>(10)「業務用通信カラオケに関する利用許諾」とは、放送および有線放送以外の公衆送信およびそれに伴う複製により、著作物を、カラオケ施設または社交場等の事業者において歌唱させるため、カラオケ用データベースに固定し、当該事業所に設置された端末機械等に公衆送信し、および当該端末機械等に固定することの許諾をいいます。</p> <p>(11)「演奏会に関する利用許諾」とは、演奏会(コンサート、ライブ、音楽発表会等、音楽の提供を主たる目的とする催物)において演奏することの許諾をいいます。</p> <p>(12)「その他の演奏等に関する利用許諾」とは、本項(11)に定める態様以外の態様により著作物を演奏等することの許諾をいいます。</p>	<p>(6)「インタラクティブ配信に関する利用許諾」とは、著作物を、放送及び有線放送以外の方法により公衆送信し、これを伝達し、または公衆送信に伴い複製し、その他公衆送信に伴って著作物を利用することの許諾をいいます。ただし、本項(10)に定める「業務用通信カラオケに関する利用許諾」に該当するものは除きます。</p> <p>(7)「放送・有線放送に関する利用許諾」とは、放送または有線放送、当該放送用または有線放送用の録音、その他放送または有線放送に伴って著作物を利用することの許諾をいいます。ただし、本項(5)に定める「商業用レコードに関する利用許諾」に該当するものは除きます。</p> <p>(8)「出版に関する利用許諾」とは、印刷、写真、複写その他の方法により著作物を可視的に複製し、またはそれらの複製物により譲渡することの許諾をいいます。</p> <p>(9)「貸与に関する利用許諾」とは、商業用レコードを公衆に貸与することの許諾をいいます。</p> <p>(10)「業務用通信カラオケに関する利用許諾」とは、放送及び有線放送以外の公衆送信及びそれに伴う複製により、著作物を、カラオケ施設または社交場等の事業者において歌唱させるため、カラオケ用データベースに固定し、当該事業所に設置された端末機械等に公衆送信し、及び当該端末機械等に固定することの許諾をいいます。</p> <p>(11)「演奏会に関する利用許諾」とは、演奏会(コンサート、ライブ、音楽発表会等、音楽の提供を主たる目的とする催物)において演奏することの許諾をいいます。</p> <p>(12)「その他の演奏等に関する利用許諾」とは、本項(11)に定める態様以外の態様により著作物を演奏等することの許諾をいいます。</p>	<p>(7) インタラクティブ配信(業務用通信カラオケ及び専用端末を用いた家庭用通信カラオケを除く。)</p> <p>著作物を、放送及び有線放送以外の方法により公衆送信し、これを伝達し、または公衆送信に伴って複製し、その他公衆送信に伴って著作物を利用すること。</p> <p>(8) 放送・有線放送</p> <p>著作物を、放送若しくは有線放送し、これを伝達し、又は放送若しくは有線 放送のために複製し、その他放送若しくは有線放送に伴って著作物を利用すること。</p>	
<p>第3条(利用許諾の区分)</p> <p>著作物の利用許諾は、次の区分によるものとします。</p> <p>(1) オーディオに関する利用許諾</p> <p>(2) ビデオグラムに関する利用許諾</p> <p>(3) ゲーム録音に関する利用許諾</p> <p>(4) 映画録音に関する利用許諾</p> <p>(5) 広告目的で行う複製に関する利用許諾</p> <p>(6) インタラクティブ配信に関する利用許諾</p> <p>(7) 放送・有線放送に関する利用許諾</p> <p>(8) 出版に関する利用許諾</p> <p>(9) 貸与に関する利用許諾</p> <p>(10) 業務用通信カラオケに関する利用許諾</p> <p>(11) 演奏会における演奏に関する利用許諾</p> <p>(12) その他の演奏等に関する利用許諾</p>	<p>第3条(利用許諾の区分)</p> <p>著作物の利用許諾は、次の区分によるものとします。</p> <p>(1) オーディオに関する利用許諾</p> <p>(2) ビデオグラムに関する利用許諾</p> <p>(3) ゲームソフトに関する利用許諾</p> <p>(4) 映画録音に関する利用許諾</p> <p>(5) コマーシャル送信用録音に関する利用許諾</p> <p>(6) インタラクティブ配信に関する利用許諾</p> <p>(7) 放送・有線放送に関する利用許諾</p> <p>(8) 出版に関する利用許諾</p> <p>(9) 貸与に関する利用許諾</p> <p>(10) 業務用通信カラオケに関する利用許諾</p> <p>(11) 演奏会における演奏に関する利用許諾</p> <p>(12) その他の演奏等に関する利用許諾</p>	<p>新設</p>	<p>コマーシャル送信用録音から広告目的で行う複製に名称変更</p>
<p>第4条(使用料率)</p> <p>委託者の同意がある場合は、利用許諾契約において、本規程に定める使用料率を下回る料率を定めることができるものとします。</p>	<p>新設</p>	<p>新設</p>	<p>上限設定について明記</p>

<p>第5条 (オーディオに関する利用許諾) 1. オーディオに関する利用許諾の使用料は、CD、LPレコード、録音テープ、ハードディスク、フラッシュメモリ、CD-ROM等の録音物(以下「CD等」といいます。)1枚(本)著作物1曲(なお、5分以上の著作物については、5分を超えるごとに1曲を加算して、著作物数を計算する。)につき、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。</p> <table border="1" data-bbox="255 352 937 632"> <tr> <td>定価の明示がある市販用のCD等</td> <td>① CD等の定価(消費税別)の6.0%を、そのCD等に含まれている著作物数で除した額 ② 7.9円 のいずれか多い額</td> </tr> <tr> <td>定価の明示がない市販用のCD等</td> <td>7.9円</td> </tr> <tr> <td>その他のCD等</td> <td>7.9円 ※CD等50枚(本)までは、著作物1曲につき400円とします。</td> </tr> </table> <p>2. 第1項の規定にかかわらず、CD等1枚(本)における全利用曲数(時間管理によるみなし著作物数を含まない)の1/4以上が断片利用(再生時間が1分40秒以上である著作物1曲あたりの利用時間が1分40秒未満である利用をいいます。)である場合の、当該断片利用にかかる使用料は、CD等1枚(本)著作物1曲につき、第1項の規定における「7.9円」を「4.74円」に読み替えて算出された金額に、消費税相当額を加算した額とします。なお、断片利用ではない著作物の利用については、第1項の規定により使用料の額を算出するものとします。</p> <p>3. 第1項及び第2項の規定にかかわらず、商品化利用することを目的とするものの場合(フラッシュメモリを搭載した玩具等を含みますがこれらに限られません。)の使用料の額は、委託者が定めるものとします。</p>	定価の明示がある市販用のCD等	① CD等の定価(消費税別)の6.0%を、そのCD等に含まれている著作物数で除した額 ② 7.9円 のいずれか多い額	定価の明示がない市販用のCD等	7.9円	その他のCD等	7.9円 ※CD等50枚(本)までは、著作物1曲につき400円とします。	<p>第4条 (オーディオに関する利用許諾) 1. オーディオに関する利用許諾の使用料は、CD、LPレコード、録音テープ、MD、フロッピーディスク、ハードディスク、フラッシュメモリー、ICメモリーカード、CD-ROM等の録音物(以下「CD等」といいます。)1枚(本)著作物1曲(なお、5分以上の著作物については、5分を超えるごとに1曲を加算して、著作物数を計算する。)につき、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。ただし、委託者の同意がある場合は、利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定めることができますものとしてします。</p> <p>(1) 市販用のCD等 ① CD等に定価の明示がある場合 CD等の定価(消費税別)の6%を、そのCD等に含まれている著作物数で除した額または7円90銭のいずれか多い額とします。 ② CD等に定価の明示がない場合 著作物1曲につき7円90銭とします。</p> <p>(2) その他のCD等 (1)以外の場合は、利用目的、利用形態などの事情を考慮して、著作物1曲につき7円90銭以内の額とします。</p> <p>2. 歌曲において楽曲に著作権がない場合またはその著作権がイーライセンスに管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6/12とします。なお、歌曲において歌詞がイーライセンスに管理委託されていない場合も同様とします。</p> <p>3. 第1項の規定にかかわらず、商品化利用することを目的とするもの場合(オルゴール、ICメモリーを含みますがこれらに限られません。)の使用料の額は、委託者が定めるものとします。</p>	<p>(レコードへの複製等における使用料) 第3条 レコードへの複製等により著作物を利用する場合のレコード1枚(オルゴールの場合は1台。)、著作物1曲(曲とは、歌詞、楽曲、および歌詞を伴う楽曲をいう。以下、同じとする。)の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>(1) 市販用レコード ① 定価の明示のある場合は、著作物1曲につき当該レコードの税抜定価の6%をそのレコードに収録されている著作物の数で除して得た額、又は10円のいずれか多い額以内とする。 ② 定価の明示のない場合は、著作物1曲あたり10円以内とする。 (2) オルゴール(電気装置を伴うオルゴール又はミュージックサイレンその他これに類するものを含む。) 著作物1曲につき、当該オルゴール1台の税抜卸売価格の10%をそのオルゴールに収録されている著作物の数で除して得た額以内とする。 (3) その他のレコード 本条(1)(2)の規定を適用することができない場合には、その利用の目的等の事情を鑑みた上で、著作物1曲につき10円以内とする。</p>	<p>5分みなしを採用</p> <p>少数ロットにおける最低使用料を設置</p> <p>断片的な利用方法において、使用料額負担が著しく多くなるケースへ対応する為新設</p>						
定価の明示がある市販用のCD等	① CD等の定価(消費税別)の6.0%を、そのCD等に含まれている著作物数で除した額 ② 7.9円 のいずれか多い額														
定価の明示がない市販用のCD等	7.9円														
その他のCD等	7.9円 ※CD等50枚(本)までは、著作物1曲につき400円とします。														
<p>第6条 (ビデオグラムに関する利用許諾) 1. ビデオグラムに関する利用許諾の使用料は、ビデオグラム1個につき、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。</p> <p>(1) 音楽のビデオグラム</p> <table border="1" data-bbox="255 1245 937 1434"> <tr> <td>市販用ビデオグラム</td> <td>① 当該ビデオグラムの小売価格(消費税別)×6.0%×ビデオグラムに占める管理著作物利用割合×調整係数 ① 2.5円に管理著作物の累計利用時間を乗じた額のいずれか多い額</td> </tr> <tr> <td>その他のビデオグラム</td> <td>5円×管理著作物の累計利用時間 ※ビデオグラム50個までは、著作物の利用時間1分までごとに250円とします。</td> </tr> </table> <p>(2) 劇場用映画のビデオグラム</p> <table border="1" data-bbox="255 1497 937 1629"> <tr> <td>市販用ビデオグラム</td> <td>当該ビデオグラムの小売価格(消費税別)×1.75%×著作物利用比率</td> </tr> <tr> <td>その他のビデオグラム</td> <td>5円×管理著作物の累計利用時間 ※ビデオグラム50個までは、著作物の利用時間1分までごとに250円とします。</td> </tr> </table> <p>(3) 音楽・劇場用映画以外のビデオグラム</p> <table border="1" data-bbox="255 1734 937 1906"> <tr> <td>市販用ビデオグラム</td> <td>① 当該ビデオグラムの小売価格(消費税別)×4.5%×ビデオグラムに占める管理著作物利用割合×調整係数 ② 1.5円に管理著作物の累計利用時間を乗じた額のいずれか多い額</td> </tr> <tr> <td>その他のビデオグラム</td> <td>5円×管理著作物の累計利用時間 ※ビデオグラム50個までは、著作物の利用時間1分までごとに250円とします。</td> </tr> </table>	市販用ビデオグラム	① 当該ビデオグラムの小売価格(消費税別)×6.0%×ビデオグラムに占める管理著作物利用割合×調整係数 ① 2.5円に管理著作物の累計利用時間を乗じた額のいずれか多い額	その他のビデオグラム	5円×管理著作物の累計利用時間 ※ビデオグラム50個までは、著作物の利用時間1分までごとに250円とします。	市販用ビデオグラム	当該ビデオグラムの小売価格(消費税別)×1.75%×著作物利用比率	その他のビデオグラム	5円×管理著作物の累計利用時間 ※ビデオグラム50個までは、著作物の利用時間1分までごとに250円とします。	市販用ビデオグラム	① 当該ビデオグラムの小売価格(消費税別)×4.5%×ビデオグラムに占める管理著作物利用割合×調整係数 ② 1.5円に管理著作物の累計利用時間を乗じた額のいずれか多い額	その他のビデオグラム	5円×管理著作物の累計利用時間 ※ビデオグラム50個までは、著作物の利用時間1分までごとに250円とします。	<p>第5条(ビデオグラムに関する利用許諾) 1.ビデオグラムに関する利用許諾の使用料は、ビデオグラム1本につき、著作物の利用時間1分までごとに、次により算出した金額または3円50銭のいずれか多い額に、消費税相当額を加算した額とします。ただし、委託者の同意がある場合は、利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定めることができますものとしてします。</p> <p>(1)市販用のビデオグラム</p> $\text{当該ビデオグラムの小売価格(消費税別)} \times \frac{4.5}{100} \times \frac{1}{\text{総再生時間(注1)}} \times \frac{\text{著作物の合計利用時間(注2)}}{\text{著作物の累計利用時間(注3)}}$ <p>(注1)「総再生時間」とは、当該ビデオグラムの再生に要する時間(1分未満を切上げ)をいいます。 (注2)「著作物の合計利用時間」とは、当該ビデオグラムに収録されている各著作物の利用時間をそのまま合計し、1分未満を切上げたものをいいます。 (注3)「著作物の累計利用時間」とは、当該ビデオグラムに収録されている各著作物それぞれの利用時間の1分未満を切上げた上で累計したものをいいます。</p> <p>(2)劇場用映画のビデオグラム 本項(1)の定めにかかわらず、劇場用映画(テレビドラマ、テレビ映画を含みます。)をビデオグラムとして複製する場合の使用料は、音楽を主体とするものを除き、ビデオグラム1本につき、ビデオグラムの小売価格(消費税別)に1.75%を乗じた額とします。</p> <p>(3)その他のビデオグラム 本項(1)及び(2)以外の場合は、利用目的、利用形態などの事情を考慮して、著作物の使用時間1分ごとに3円50銭とします。 2.歌曲において楽曲に著作権がない場合またはその著作権がイーライセンスに管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6/12とします。なお、歌曲において歌詞がイーライセンスに管理委託されていない場合も同様とします。</p>	<p>(ビデオグラムへの複製等における使用料) 第4条 ビデオグラムへの複製等により著作物を利用する場合のビデオグラム1本、著作物1曲の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>(1) 製品記載価格のある場合は、税抜製品価格の6%をそのビデオグラムに収録されている著作物の数で除して得た額、または15円のいずれか多い額以内とする (2) 製品記載価格のない場合は、著作物1曲あたり15円以内とする。 (3) その他のビデオグラム 本項(1)(2)の規定を適用することができない場合には、その利用の目的等の事情を鑑みた上で、著作物1曲につき15円以内とする。 2 委託者の同意があり、かつ委嘱によって当該ビデオグラムのために新たに作曲された著作物を利用する場合、又はビデオグラムに占める著作物の割合が非常に僅少な場合は、販売個数にかかわらず、定額を使用料とすることができる。 3 テレビジョン放送で使用することを目的として製作されるビデオグラム及び専ら映画館等の施設において公に上映することを目的として製作されるビデオグラムについては、本条から除外する。</p>	<p>1分みなしを採用</p> <p>ビデオグラム1個あたりの計算式</p> <p>表形式を採用し、区分毎に明確化</p> <p>その他(市販用以外)のビデオグラムにおいて、少数ロットにおける最低使用料を設定</p> <p>定義については、新6条3に移設</p>
市販用ビデオグラム	① 当該ビデオグラムの小売価格(消費税別)×6.0%×ビデオグラムに占める管理著作物利用割合×調整係数 ① 2.5円に管理著作物の累計利用時間を乗じた額のいずれか多い額														
その他のビデオグラム	5円×管理著作物の累計利用時間 ※ビデオグラム50個までは、著作物の利用時間1分までごとに250円とします。														
市販用ビデオグラム	当該ビデオグラムの小売価格(消費税別)×1.75%×著作物利用比率														
その他のビデオグラム	5円×管理著作物の累計利用時間 ※ビデオグラム50個までは、著作物の利用時間1分までごとに250円とします。														
市販用ビデオグラム	① 当該ビデオグラムの小売価格(消費税別)×4.5%×ビデオグラムに占める管理著作物利用割合×調整係数 ② 1.5円に管理著作物の累計利用時間を乗じた額のいずれか多い額														
その他のビデオグラム	5円×管理著作物の累計利用時間 ※ビデオグラム50個までは、著作物の利用時間1分までごとに250円とします。														

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

		<p>(マルチメディアパッケージへの複製等における使用料) 第5条 マルチメディアパッケージへの複製等により著作物を利用する場合のマルチメディアパッケージ1本、著作物1曲の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。 (1) 製品記載価格のある場合は、税抜製品価格の6%をそのマルチメディアパッケージに収録されている著作物数で除して得た額、または15円のいずれか多い額以内とする。 (2) 製品記載価格のない場合は、著作物1曲あたり15円以内とする。 (3) その他のマルチメディアパッケージ 本項(1)(2)の規定を適用することができない場合には、その利用の目的等の事情を鑑みた上で、著作物1曲につき15円以内とする。 2 委託者の同意があり、かつ委嘱によって当該マルチメディアパッケージのために新たに作曲された著作物を利用する場合、又はマルチメディアパッケージに占める著作物の割合が非常に僅少な場合は、販売個数にかかわらず、定額を使用料とすることができる。 3 テレビジョン放送で使用することを目的として製作されるマルチメディアパッケージ及び専ら映画館等の施設において公に上映することを目的として製作されるマルチメディアパッケージについては、本条から除外する。</p>	<p>近年対象となる利用実績がなく、規定が形骸化した為、削除</p>
<p>2. 第1項の規定にかかわらず、商品化利用することを目的とするものの場合(動画表示機能付き玩具等を含みますがこれらに限られません。)の使用料の額は、委託者が定めるものとします。</p>	<p>3.第1項の規定にかかわらず、商品化利用することを目的とするもの場合(動画表示機能付き玩具を含みますがこれらに限られません)の使用料の額は、委託者が定めるものとします。</p>	<p>新設</p>	
<p>3. 本条に定める「ビデオグラムに関する利用許諾」については、さらに以下の事項を定めるものとします。 (1)「管理著作物」とは、NexToneがその著作権を管理する著作物をいいます。 (2)「累計利用時間」とは、当該ビデオグラムに収録されている各著作物それぞれの利用時間の1分未満を切上げた上で累計したもの(分単位)をいいます。 (3)「ビデオグラムに占める管理著作物利用割合」とは、管理著作物の累計利用時間を、当該ビデオグラムの総収録時間を1分未満で切上げたもの(分単位)により除して得られる割合をいいます。 (4)「著作物利用比率」とは、ビデオグラムに収録された管理著作物の累計利用時間を、当該ビデオグラムに収録された全ての音楽著作物の累計利用時間により除して得られる割合をいいます。 (5)「調整係数」とは、当該ビデオグラムに収録された全ての音楽著作物の再生時間合計(各著作物それぞれの利用時間(秒単位)を合計し、合計時間を1分未満で切上げたもの(分単位)をいいます。)を、全ての音楽著作物の累計利用時間により除して得られる割合をいいます。 (6)「音楽のビデオグラム」とは、ライブビデオ、ビデオクリップ等音楽の鑑賞を主たる目的とするビデオグラムをいいます。 (7)「劇場用映画のビデオグラム」とは、劇場用映画の著作物を収録したビデオグラムをいいます。 (8)「音楽・劇場用映画以外のビデオグラム」とは、テレビドラマ、テレビアニメーション、テレビ映画、オリジナルビデオなど、映画の著作物を収録したビデオグラムをいいます。ただし、「音楽のビデオグラム」及び「劇場用映画のビデオグラム」に該当するものは除きます。 (9)「市販用ビデオグラム」とは、家庭内視聴を目的とする個人顧客に販売することを目的して複製し、頒布するビデオグラムのうち、価格が設定されたものをいいます。 (10)「その他のビデオグラム」とは、「市販用ビデオグラム」「レンタル用ビデオグラム」「業務用ビデオグラム」以外のビデオグラムをいいます。</p>			<p>定義をまとめて表記</p>
<p>第7条(ゲーム録音に関する利用許諾) ゲーム録音に関する利用許諾の使用料の額は、委託者が定めるものとします。</p>	<p>第6条(ゲームソフトに関する利用許諾) ゲームソフトに関する利用許諾の使用料の額は、委託者が定めるものとします。</p>	<p>(ゲームソフトへの複製等における使用料) 第6条 ゲームソフトへの複製等により著作物を利用する場合の使用料は、委託者が定めることとする。</p>	<p>内容に変更なし</p>

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

第8条（インタラクティブ配信に関する利用許諾）
 8.1. インタラクティブ配信に関する利用許諾の使用料は、次の計算式によって算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。

8.1.1. 音声配信
 映像を伴わず、音声のみをインタラクティブ配信する場合は、次の利用態様ごとに、その使用料を定めるものとします。また、映像を伴うものであっても、カラオケ映像、およびミュージックビデオを配信する場合についても、これと同様とします。

8.1.1.1. ダウンロード形式
 インタラクティブ配信システムに著作物をアップロードした者が、ダウンロード配信サービスによって、これを購入ないしリクエストした受信者にダウンロード配信する場合の月額使用料は、著作物1曲につき、当該配信につき情報料がある場合には当該著作物の月間の購入回数に、当該配信につき情報料がない場合には当該著作物の月間のリクエスト回数に、それぞれ以下の額を乗じた額とします。

(1) 通常の利用形態の場合

情報料あり	① 1曲1購入当たりの情報料の8% ② 8円 のいずれか多い額
情報料なし	1曲1リクエスト当たり8円

(2) 着信音再生専用データの場合

情報料あり	① 1曲1購入当たりの情報料の7.5% ② 5円 のいずれか多い額
情報料なし	1曲1リクエスト当たり5円

第7条（インタラクティブ配信に関する利用許諾）
 1. インタラクティブ配信に関する利用許諾の使用料は、次の計算式によって算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。また、委託者の同意があるときは、利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定めることができるものとします。

(1) ダウンロード形式
 ① 楽曲データ
 インタラクティブ配信システムに著作物をアップロードした者が、ダウンロード配信サービスによって、これをリクエストした受信者にダウンロード配信する場合、著作物1曲につき、当該著作物の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とします。

利用形態	情報料あり	情報料なし
通常	1曲1リクエスト当たりの情報料の7.5%または7円50銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり7円50銭
着信音再生専用データ（再生時間45秒以内）	1曲1リクエスト当たりの情報料の7.5%または5円のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり5円

② 音声番組
 音声番組をリクエストした受信者にダウンロード配信する場合、1音声番組につき、当該音声番組の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とします。ただし、1音声番組において、同一の著作物を複数回利用する場合、各利用につき1著作物と算定します。

情報料あり	情報料なし
1音声番組1リクエスト当たりの情報料の7.5%もしくは7円50銭、または3円75銭に1音声番組中におけるイライセンスの管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額	1音声番組1リクエスト当たり7円50銭または3円75銭に1音声番組中におけるイライセンスの管理する著作物数を乗じた額のいずれか多い額

(インタラクティブ配信における使用料)
 第9条 インタラクティブ配信において著作物を利用する場合の使用料は、第2項から第5項の定めにより算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

2 包括的な利用許諾契約に基づいて著作物を利用する場合（音楽のみの利用、音楽に映像・視覚的データを伴うもの含む）は以下の定めによるものとする。

(1) ダウンロード形式による配信利用の場合の使用料単価は以下の通りとし、使用料単価に当該著作物のダウンロード配信の回数を乗じて算出する額を使用料とする。但し、以下の条件に基づき算出した月額使用料が1,000円を下回る場合の月額使用料は1,000円とする。

a: 著作物1曲の1回のダウンロード配信を一の販売単位として価格設定がなされている場合。
 b: 複数の著作物の1回のダウンロード配信を一の販売単位として価格設定がなされている場合。
 c: 著作物のダウンロード配信について価格設定のなされていない場合、または一定の期間を一の販売単位として価格設定はなされているが当該期間中ダウンロードできる著作物の曲数に制限がない等サービス開始時において著作物1曲の1回のダウンロード配信の税抜価格を計算することができない場合。

著作権保護技術の設定条件	秒数制限	使用料単価
① 著作物の転送不可 } (※1) 著作物の複製不可 } 日数制限: 30日間を超える期間、又は無し	無し	a 販売単価(税抜)の7.5%もしくは7.5円のいずれか多い額。
		b 著作物1曲につき、販売単価(税抜)を販売単位に含まれる全著作物の数で除した額の7.5%もしくは7.5円のいずれか多い額。
		c 著作物1曲1回の配信あたり2.5円。
② 著作物の転送不可 } (※1) 著作物の複製不可 } 日数制限: 30日間を超える期間、又は無し	45秒以内の断片的な使用	a 販売単価(税抜)の6%もしくは5円のいずれか多い額。
		b 著作物1曲につき、販売単価(税抜)を販売単位に含まれる全著作物の数で除した額の6%もしくは5円のいずれか多い額。
		c 著作物1曲1回の配信あたり5円。
③ 著作物の転送不可 } (※2) 著作物の複製不可 } 日数制限: 30日間以内 (※3)	無し	a 販売単価(税抜)の6%もしくは5円のいずれか多い額。
		b 著作物1曲につき、販売単価(税抜)を販売単位に含まれる全著作物の数で除した額の6%もしくは5円のいずれか多い額。
		c 著作物1曲1回の配信あたり5円。
④ 著作物の転送不可 } (※4) 著作物の複製不可 } 日数制限: 7日間以内 (※3)	無し	a 販売単価(税抜)の4%もしくは4円のいずれか多い額。
		b 著作物1曲につき、販売単価(税抜)を販売単位に含まれる全著作物の数で除した額の4%もしくは4円のいずれか多い額。
		c 著作物1曲1回の配信あたり4円。
⑤ 著作物の転送10回まで可 著作物の複製10回まで可 日数制限: 無し (※3)	無し	a 販売単価(税抜)の9%もしくは9円のいずれか多い額。
		b 著作物1曲につき、販売単価(税抜)を販売単位に含まれる全著作物の数で除した額の9%もしくは9円のいずれか多い額。
		c 著作物1曲1回の配信あたり9円。
⑥ 著作物の転送可 著作物の複製可 日数制限: 無し	無し	a 販売単価(税抜)の9%もしくは9円のいずれか多い額。
		b 著作物1曲につき、販売単価(税抜)を販売単位に含まれる全著作物の数で除した額の9%もしくは9円のいずれか多い額。
		c 著作物1曲1回の配信あたり20円。

※1: 著作物の転送及び/又は複製可であっても、受信者の環境におけるデータファイルのバックアップ目的の転送であって、転送先のデバイスでの再生の際に、受信者を特定できる方法で再生を可能にする場合は本設定条件とみなす。
 ※2: 著作物の転送及び/又は複製可であっても、転送・複製後のデータも含めて総再生日数が30日以内であるとの制限が設定されている場合は本設定条件とみなす。
 ※3: 受信者の再生環境において容易に利用制限を解くことが出来る方式による配信の場合は本項適用外とする。
 ※4: 著作物の転送及び/又は複製可であっても、転送・複製後のデータも含めて総再生日数が7日以内であるとの制限が設定されている場合は本設定条件とみなす。
 ※5: 本設定条件以外の著作権保護技術の設定条件が付されている場合は本項(1)⑥を適用する。
 ※6: 本設定条件において、委託者の同意がある場合については本項cの「20円」を「9円」に読み替えるものとする。

DRMの有無や有期限ダウンロードなどの設定をなくし、簡素化した

8.1.1.2. ストリーム形式
インタラクティブ配信システムに著作物をアップロードした者が、ストリーム配信サービスによって、これをリクエストした受信者にストリーム配信する場合の月額使用料は、1サービスあたり、下表のとおりとします。

使用実績報告の有無	情報料または広告料等収入あり	情報料および広告料等収入なし
あり	月間の情報料および広告料等収入の3.5%に、著作物利用率を乗じた額	5,000円に、著作物利用率を乗じた額
なし	月間の情報料および広告料等収入の3.5%	—

なお、インタラクティブ配信システムにアップロードされる著作物が、音楽の提供を主たる目的としない著作物である場合、月額使用料は、1サービスあたり、下表のとおりとします。

使用実績報告の有無	情報料または広告料等収入あり	情報料および広告料等収入なし
あり	月間の情報料および広告料等収入の2.625%に、著作物利用率を乗じた額	5,000円に、著作物利用率を乗じた額
なし	月間の情報料および広告料等収入の2.625%	—

8.1.1.3. リングバックトーン
リングバックトーンの月額使用料については、リングバックトーンとして登録される著作物の月間の登録設定回数に、下表に定める金額を乗じた額とします。

情報料あり	① 1曲1設定当たりの情報料の5% ② 3円 のいずれか多い額
情報料なし	1曲1設定当たり3円

1(2) ストリーム形式
① 楽曲データ
インタラクティブ配信システムに著作物をアップロードした者が、ストリーム配信サービスによって、これをリクエストした受信者にストリーム配信する場合、月額使用料は、1サービスあたり、以下のとおりとします。なお、下記各表により算出した月額使用料が1,000円を下回る場合、月額使用料は、1,000円とします。ただし、情報料及び広告料等の収入がない場合には適用しないものとします。

利用形態	使用実績報告の有無	情報料または広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし
通常	あり	1サービスあたり、月間の情報料及び広告料等の収入に3.5%を乗じた額に著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数をイライセセンス以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額。	1サービスあたり、1,000円に、著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を、イライセセンス以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額。
	なし	1サービスあたり、月間の情報料及び広告料等の収入に3.5%を乗じた額。	1サービスあたり、1,000円。
ストリーム配信される音楽以外の著作物において、音楽著作物が利用されている場合	あり	1サービスあたり、月間の情報料及び広告料等の収入に2.625%を乗じた額に著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数をイライセセンス以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額。	1サービスあたり、750円に、著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を、イライセセンス以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額。
	なし	1サービスあたり、月間の情報料及び広告料等の収入に2.625%を乗じた額。	1サービスあたり、750円。

② リングバックトーン
リングバックトーンの月額使用料については、リングバックトーンとして登録される著作物の月間の登録設定回数に、1曲1設定当たりの情報料の4.5%または2円50銭のいずれか多い額を乗じた額とします。

(2) 一の番組のストリーミング形式による配信利用の場合の使用料は以下の通りとする。

番組の収入の有無	著作物ストリーミング配信の回数を証する使用実績ログ	使用料
① 有り	有り	当該番組で得られる収入金額の3.5%に、著作物の使用実績ログで証される配信回数を、JRC以外の者が管理する著作物を含む全著作物の配信回数で除して得られる割合を乗じた額。ただし、最低使用料は月額1,000円とする。ただし⑤の場合を除く。
② 有り	無し	当該番組で得られる収入金額の3.5%、もしくは1ヶ月あたり5,000円のいずれか多い額。ただし⑤の場合を除く。
③ 無し	有り	年額5万円もしくは月額5,000円に、著作物の使用実績ログで証される配信回数を、JRC以外の者が管理する著作物を含む全著作物の配信回数で除して得られる割合を乗じた額。ただし⑤の場合を除く。
④ 無し	無し	年額5万円もしくは月額5,000円。ただし⑤の場合を除く。

提供される著作物が、「音楽の提供を主たる目的とする」か「音楽の提供を主たる目的としない」かに分類

⑤ リングバックトーンによる配信利用の場合の使用料は以下の通りとし、使用料単価に当該著作物のリングバックトーンの設定登録回数を乗じて算出する額を使用料とする。但し、以下の条件に基づき算出した月額使用料が1,000円を下回る場合の月額使用料は1,000円とする。

a: 著作物1曲の1回のリングバックトーン設定登録を一の販売単位として価格設定がなされている場合。
b: 複数の著作物の1回のリングバックトーン設定登録を一の販売単位として価格設定がなされている場合、または一定の期間を一の販売単位として価格設定がなされており、当該期間中にリングバックトーン設定登録が行える著作物の曲数に制限がある場合。
c: 著作物のリングバックトーン設定登録について価格設定のなされていない場合、または一定の期間を一の販売単位として価格設定はなされているが当該期間中リングバックトーン設定登録できる著作物の曲数に制限がない等サービス開始時において著作物1曲の1回のリングバックトーン設定登録の税抜価格を計算することができない場合。

使用料単価		
i)	a	販売単価（税抜）の4.5%もしくは4.5円のいずれか多い額。
ii)	b	著作物1曲につき、販売単価（税抜）を販売単位に含まれる全著作物の数で除した額の4.5%もしくは4.5円のいずれか多い額。
iii)	c	著作物1曲1回の設定登録あたり4.5円。

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

8.1.1.4. サブスクリプション形式
音楽についてサブスクリプション形式の配信を行う場合の月額使用料は、1サービスあたり、以下のとおりとします。

(1) 通常の利用形態の場合

情報料または広告料等の収入あり	① 月間の情報料および広告料等収入の8%に、著作物利用率を乗じた額 ② 60円に総加入者数を乗じた額に、著作物利用率を乗じた額のいずれか多い額
情報料および広告料等の収入なし	60円に総加入者数を乗じた額に、著作物利用率を乗じた額

ただし、契約促進を目的としてサービスの加入者に対して提供される1か月以内の無料期間については、使用料の評価対象から除外するものとします。また、利用方法に何らかの制限があるサービスについては、8.1.1.4.(1)に定める料率または額の範囲内で、利用者と協議の上、その使用料を決定するものとします。

(2) (1)を超える無料期間(6か月以内)や機能を提供するサービス

情報料または広告料等の収入あり	① 月間の情報料および広告料等収入の12.5%に、著作物利用率を乗じた額 ② 95円に総加入者数を乗じた額に、著作物利用率を乗じた額のいずれか多い額
情報料および広告料等の収入なし	95円に総加入者数を乗じた額に、著作物利用率を乗じた額

ただし、サービス内容に鑑みて、8.1.1.4.(2)に定める料率または額を適用することが相当でない場合は、当該料率または額の範囲内で、利用者と協議の上、その使用料を決定するものとします。

1(1)③ サブスクリプション
サブスクリプションの月額使用料は、1サービスあたり、以下のとおりとします。

利用形態	使用実績報告の有無	情報料または広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし
通常	あり	月間の情報料及び広告料等収入の7.8%または78円に月間の総加入者数を乗じた額のいずれか多い額に、著作物の使用実績記録で証されるイーライセンスの管理する著作物のリクエスト回数をイーライセンズ以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額。	58円に月間の総加入者数を乗じた額に、著作物の使用実績記録で証されるイーライセンスの管理する著作物のリクエスト回数をイーライセンズ以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額。
	なし	月間の情報料及び広告料等収入の7.8%または78円に月間の総加入者数を乗じた額のいずれか多い額。	58円に月間の総加入者数を乗じた額。
携帯電話用、再生専用データ	あり	月間の情報料及び広告料等収入の7.8%または31円20割に月間の総加入者数を乗じた額のいずれか多い額に、著作物の使用実績記録で証されるイーライセンスの管理する著作物のリクエスト回数をイーライセンズ以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額。	31円20割に月間の総加入者数を乗じた額に、著作物の使用実績記録で証されるイーライセンスの管理する著作物のリクエスト回数をイーライセンズ以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額。
	なし	月間の情報料及び広告料等収入の7.8%または31円20割に月間の総加入者数を乗じた額のいずれか多い額。	22円40割に月間の総加入者数を乗じた額。

(3) サブスクリプション形式による配信利用の場合の使用料は以下の通りとする。但し、以下の条件に基づき算出した月額使用料が1,000円を下回る場合の月額使用料は1,000円とする。

① ダウンロード配信にストリーミング配信も含めたパッケージ型サブスクリプション形式による配信利用であって、著作物のダウンロード配信回数、ストリーミング配信回数、受信者のコンピュータやポータブルデバイス等における再生回数の月毎の実績ログを提出できる場合の使用料は、以下の方法によって導き出される「当該サービス構成比」を、月毎の総会費収入に12.5%を乗じた額に乘じて得られる金額、もしくは「当該サービス構成比」を125円に会員数を乗じた額に乘じて得られる金額のいずれか多い額とする。ただし、受信者が当該サービスの利用資格を有している期間の制限を越えて利用する場合のダウンロードにかかる使用料は、本条第2項(1)を適用するものとする。
(ア) ダウンロード配信回数実績1回を1点。
(イ) ストリーミング配信回数実績1回を1点。
(ウ) 受信者のコンピュータやポータブルデバイス等における再生回数実績1回を1点。

著作物にかかる(ア)+(イ)+(ウ)
JRC以外の者が管理する著作物も含めた
全著作物にかかる(ア)+(イ)+(ウ) ÷ 当該サービス構成比

② ①に定めるサービスのうち、携帯電話向けに提供される配信利用の場合は、「12.5%」を「8%」、「125円」を「32円」と読み替えることとする。
③ ①、②に定める形式以外のサブスクリプション形式により著作物を利用する場合は、その利用目的、利用様態、その他の事情を考慮して、利用者及び委託者と協議の上、使用料を定めるものとする。

現状のサービスに適した規定を新たに設定

8.1.2. ゲーム配信
8.1.2.1. 一般ゲーム(特定ゲーム以外のゲーム)の配信
インタラクティブ配信システムに一般ゲームをアップロードした者が、その形式を問わず、配信サービスによって、これをリクエストした受信者に配信する場合の使用料の額は、委託者が定めるものとします。

8.1.2.2. 特定ゲーム用音楽データの配信

(1) ダウンロード形式

特定ゲームに用いる音楽データ(以下「特定ゲーム用音楽データ」といいます。)をダウンロード形式で配信する場合の月額使用料は、当該配信につき情報料または広告料等収入がある場合には当該著作物の月間の購入回数に、情報料または広告料等収入がない場合には当該著作物の月間のリクエスト回数に、それぞれ以下の額を乗じた額とします。

情報料または広告料等収入あり	① 1曲1購入当たりの情報料および広告料等収入の6.2% ② 6.2円 のいずれか多い額
情報料および広告料等収入なし	1曲1リクエスト当たり6.2円

(2) ストリーム形式

特定ゲーム用音楽データをストリーム形式で配信する場合の月額使用料は、1サービスあたり、下表のとおりとします。

使用実績報告の有無	情報料または広告料等収入あり	情報料および広告料等収入なし
あり	月間の情報料および広告料等収入の2.625%に、著作物利用率を乗じた額	5,000円に、著作物利用率を乗じた額
なし	月間の情報料および広告料等収入の2.625%	—

④ 特定ゲーム用音楽データ配信
ゲームソフトと音楽著作物がそれぞれ独立し、ゲームを行う際に、任意に音楽データを用いる特定のゲーム(多曲利用を前提としたいわゆる音楽ゲームで、ユーザーがプレイするごとに任意に楽曲を選択、差し替えても、ゲームそのものの目的が変わらないものをいい、以下「特定ゲーム」といいます。なお、業務用ゲーム機によるゲームを除きます。)に用いる音楽データ(以下「特定ゲーム用音楽データ」といいます。)をダウンロード配信する場合、当該著作物の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とします。

情報料あり	1曲1リクエスト当たりの情報料の5.9%または5円30割のいずれか多い額。
情報料がなく広告料等の収入あり	1曲1リクエスト当たり5円。
情報料及び広告料等の収入なし	1曲1リクエスト当たり4円30割。

なお、特定ゲーム用音楽データをストリーム配信する場合、本項(2)①を適用します。また、特定ゲーム以外のゲームソフトを配信する場合において音楽著作物が利用されている場合、その使用料の額は、委託者が定めるものとします。

新設

一般ゲームは非一任規定、特定ゲームは一任規定とし、条件面の見直しを行った

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

<p>(3) サブスクリプション形式 特定ゲーム用音楽データをサブスクリプション形式で配信する場合の月額使用料は、著作物1曲1利用者あたり、月間の情報料の0.62%または0.62円のいずれか多い額とします。</p>	<p>ただし、受信者が、特定ゲーム用音楽データを受信後、そのゲームに係るサービスへの契約期間に限り受信した特定ゲーム用音楽データを利用でき、受信先の記憶装置から他の記憶装置への転送、複製ができないものであって、かつ、当該サービスに係る契約の解約後、当該特定ゲーム用音楽データの利用が不可能となるサービスの場合の月額使用料は、著作物1曲につき、以下のとおりとします。なお、以下の表において、利用者とは、その月のいずれかの時点において、当該サービスに係る契約を締結している状態にあり、かつ、当該著作物をダウンロードしている状態にある者をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="1006 420 1635 449"> <tr> <td>1曲1利用者あたり、月間の情報料の0.5%または0.5円のいずれか多い額。</td> </tr> </table>	1曲1利用者あたり、月間の情報料の0.5%または0.5円のいずれか多い額。	<p>新設</p>																								
1曲1利用者あたり、月間の情報料の0.5%または0.5円のいずれか多い額。																											
<p>8.1.3. コマーシャル配信 広告目的で行う複製に関する利用許諾を得たコマーシャルを再生可能な期間に制限のあるダウンロード形式またはストリーミング形式により配信する場合の月額使用料は、1曲1CMコンテンツ1,000リクエスト回数ごとに50円を加算して得た額、または5,000円のいずれか多い額とします。</p> <p>なお、同一のCMコンテンツを継続反復して配信する場合は、その使用料を減額することができるものとします。</p>	<p>2. (13) 第1項(1)及び(2)の定めにかかわらず、コマーシャル送信用録音の許諾を得たコマーシャルをストリーミング形式またはダウンロード形式により配信する場合で、使用料を広告関係事業者が支払うときの月額使用料は、著作物の利用の目的及びその他の事情に応じて利用者と協議のうえ、その使用料の額または率を定めることができるものとします。</p>	<p>5 インタラクティブ配信における使用料の特則は、以下のとおりとする。 (5) コマーシャル送信用録音の許諾を得たコマーシャルのストリーミング配信または再生期限/回数付きのダウンロード配信における使用料については、本条の定めに関わらず、利用者及び委託者と協議の上、別途定めることとする。</p>	<p>利用状況を鑑み、一任規定に変更</p>																								
<p>8.1.4. 歌詞または楽曲の、文字・楽譜等による可視的な配信 歌詞または楽譜(以下「歌詞等」といいます。)等の検索サービス、販売サービスなど、歌詞等を電子的に配信する利用形態についての使用料は、以下のとおりとします。</p> <p>(1) ダウンロード形式 インタラクティブ配信システムに歌詞等の著作物をアップロードした者が、ダウンロード形式によって、これをリクエストした受信者に配信する場合の月額使用料は、著作物1曲につき、当該配信につき情報料がある場合には当該著作物の月間の購入回数に、当該配信につき情報料がない場合には当該著作物の月間のリクエスト回数に、それぞれ以下の額を乗じた額とします。</p> <table border="1" data-bbox="302 1165 863 1304"> <tr> <td>情報料あり</td> <td>① 1曲1購入当たりの情報料の10% ② 10円 のいずれか多い額</td> </tr> <tr> <td>情報料なし</td> <td>1曲1リクエスト当たり7.5円</td> </tr> </table> <p>ただし、インタラクティブ配信システムにアップロードされる著作物が、外国の著作物である場合の月額使用料は、当該外国の著作物に限り、著作物1曲につき、当該配信につき情報料がある場合には当該著作物の月間の購入回数に、当該配信につき情報料がない場合には当該著作物の月間のリクエスト回数に、それぞれ以下の額を乗じた額とします。</p> <table border="1" data-bbox="302 1499 875 1633"> <tr> <td>情報料あり</td> <td>① 1曲1購入当たりの情報料の20% ② 歌詞、楽曲それぞれ20円 のいずれか多い額</td> </tr> <tr> <td>情報料なし</td> <td>1曲1リクエスト当たり歌詞、楽曲それぞれ20円</td> </tr> </table>	情報料あり	① 1曲1購入当たりの情報料の10% ② 10円 のいずれか多い額	情報料なし	1曲1リクエスト当たり7.5円	情報料あり	① 1曲1購入当たりの情報料の20% ② 歌詞、楽曲それぞれ20円 のいずれか多い額	情報料なし	1曲1リクエスト当たり歌詞、楽曲それぞれ20円	<p>⑤ 歌詞・楽譜等の可視的利用の場合 ダウンロード形式または、データを受信側のプリンターで印刷することが可能なストリーミング形式の場合、著作物1曲につき、当該著作物の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とします。</p> <table border="1" data-bbox="1000 991 1614 1087"> <tr> <th>情報あり</th> <th>情報なし</th> </tr> <tr> <td>1曲1リクエスト当たりの情報料の10%または10円のいずれか多い額</td> <td>1曲1リクエスト当たり7.5円</td> </tr> </table>	情報あり	情報なし	1曲1リクエスト当たりの情報料の10%または10円のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり7.5円	<p>3 包括的な利用許諾契約に基づいて著作物の視覚的データを利用する場合は以下の定めによるものとする。</p> <p>(1) 著作物の視覚的データのダウンロード形式による配信利用の場合は以下の通りとし、使用料単価に当該著作物のダウンロード配信の回数に乗じて算出する額を使用料とする。但し、以下の条件に基づき算出した月額使用料が1,000円を下回る場合の月額使用料は1,000円とする。</p> <p>a: 著作物1曲の視覚的データの1回のダウンロード配信を一の販売単位として価格設定がなされている場合。 b: 複数の著作物の視覚的データの1回のダウンロード配信を一の販売単位として価格設定がなされている場合。 c: 著作物の視覚的データのダウンロード配信について価格設定がなされていない場合、または一定の期間を一の販売単位として価格設定はなされているが当該期間中ダウンロードできる著作物の視覚的データの曲数に制限がない等サービス開始時において著作物1曲の視覚的データの1回のダウンロード配信の税抜価格を計算することができない場合。</p> <table border="1" data-bbox="1703 1415 2386 1562"> <tr> <th colspan="3">使用料単価</th> </tr> <tr> <td>①</td> <td>a</td> <td>販売単価(税抜)の9%もしくは9円のいずれか多い額。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>b</td> <td>著作物1曲の視覚的データにつき、販売単価(税抜)を販売単位に含まれる全著作物の数で除した額の9%もしくは9円のいずれか多い額。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>c</td> <td>著作物1曲1回の視覚的データの配信あたり9円。</td> </tr> </table>	使用料単価			①	a	販売単価(税抜)の9%もしくは9円のいずれか多い額。	②	b	著作物1曲の視覚的データにつき、販売単価(税抜)を販売単位に含まれる全著作物の数で除した額の9%もしくは9円のいずれか多い額。	③	c	著作物1曲1回の視覚的データの配信あたり9円。	<p>今後海外作品の管理が増加することを見越して、新たに設定</p>
情報料あり	① 1曲1購入当たりの情報料の10% ② 10円 のいずれか多い額																										
情報料なし	1曲1リクエスト当たり7.5円																										
情報料あり	① 1曲1購入当たりの情報料の20% ② 歌詞、楽曲それぞれ20円 のいずれか多い額																										
情報料なし	1曲1リクエスト当たり歌詞、楽曲それぞれ20円																										
情報あり	情報なし																										
1曲1リクエスト当たりの情報料の10%または10円のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり7.5円																										
使用料単価																											
①	a	販売単価(税抜)の9%もしくは9円のいずれか多い額。																									
②	b	著作物1曲の視覚的データにつき、販売単価(税抜)を販売単位に含まれる全著作物の数で除した額の9%もしくは9円のいずれか多い額。																									
③	c	著作物1曲1回の視覚的データの配信あたり9円。																									

		<p>(2) オンライン表示形式による視覚的データの利用の場合は以下の通りとする。但し、以下の条件に基づき算出した月額使用料が1,000円を下回る場合の月額使用料は1,000円とする。</p> <p>① 視覚的データの印刷もしくは複製が可能な場合は以下の使用料単価に使用実績ログによって証される当該著作物1曲の視覚的データの表示回数に乗じて算出する額を使用料とする。</p> <p>a: 著作物1曲1回の視覚的データのオンライン表示に販売単価がある場合。 b: 複数の著作物の1回の視覚的データのオンライン表示に販売単価がある場合。 c: 著作物の視覚的データのオンライン表示について価格設定のなされていない場合、または一定の期間を一の販売単位として価格設定はなされているが当該期間中オンライン表示できる著作物の視覚的データの曲数に制限がない等サービス開始時において著作物1曲の視覚的データの1回のオンライン表示の税抜価格を計算することができない場合。</p> <table border="1" data-bbox="1703 655 2392 808"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用料単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>販売単価（税抜）の9%もしくは9円のいずれか多い額。</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>著作物1曲の視覚的データにつき、販売単価（税抜）を販売単位に含まれる全著作物の数で除した額の9%もしくは9円のいずれか多い額。</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>著作物1曲1回の視覚的データの表示にあたり9円。</td> </tr> </tbody> </table>	使用料単価		a	販売単価（税抜）の9%もしくは9円のいずれか多い額。	b	著作物1曲の視覚的データにつき、販売単価（税抜）を販売単位に含まれる全著作物の数で除した額の9%もしくは9円のいずれか多い額。	c	著作物1曲1回の視覚的データの表示にあたり9円。																					
使用料単価																															
a	販売単価（税抜）の9%もしくは9円のいずれか多い額。																														
b	著作物1曲の視覚的データにつき、販売単価（税抜）を販売単位に含まれる全著作物の数で除した額の9%もしくは9円のいずれか多い額。																														
c	著作物1曲1回の視覚的データの表示にあたり9円。																														
<p>(2) ストリーム形式 インタラクティブ配信システムに歌詞等の著作物をアップロードした者が、データを受信側のプリンターで印刷することができないストリーム形式によって、これをリクエストした受信者にストリーム配信する場合、月額使用料は、1サービスあたり、以下のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="281 1071 911 1218"> <thead> <tr> <th>使用実績報告の有無</th> <th>情報料または広告料等収入あり</th> <th>情報料および広告料等収入なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あり</td> <td>月間の情報料および広告料等収入の3.5%に、著作物利用率を乗じた額</td> <td>5,000円に、著作物利用率を乗じた額</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>月間の情報料および広告料等収入の3.5%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	使用実績報告の有無	情報料または広告料等収入あり	情報料および広告料等収入なし	あり	月間の情報料および広告料等収入の3.5%に、著作物利用率を乗じた額	5,000円に、著作物利用率を乗じた額	なし	月間の情報料および広告料等収入の3.5%	—	<p>1(2)③ 歌詞・楽譜等可視的利用の場合 データを受信側のプリンターで印刷することができないストリーム形式の場合は、当分の間本項(2)①の規定を適用するものとします。</p>	<p>② 視覚的データを印刷もしくは複製できない技術を付している場合の使用料は以下の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="1703 991 2392 1390"> <thead> <tr> <th>収入の有無</th> <th>データの表示回数を証する使用実績ログ</th> <th>使用料単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i)</td> <td>有り</td> <td>有り</td> <td>当該サービスで得られる収入金額の3.5%に、著作物の使用実績ログで証される表示回数を、全著作物（JRC以外の者が管理する著作物含む）の表示回数で除して得られる割合を乗じた額。ただし、1ヶ月の最低使用料は1,000円とする。</td> </tr> <tr> <td>ii)</td> <td>有り</td> <td>無し</td> <td>当該番組で得られる収入金額の3.5%、もしくは1ヶ月あたり5,000円のいずれか多い額。</td> </tr> <tr> <td>iii)</td> <td>無し</td> <td>有り</td> <td>年額5万円もしくは月額5,000円に、著作物の使用実績ログで証される表示回数を、JRC以外の者が管理する著作物を含む全著作物の表示回数で除して得られる割合を乗じた額。</td> </tr> <tr> <td>iv)</td> <td>無し</td> <td>無し</td> <td>年額5万円もしくは月額5,000円。</td> </tr> </tbody> </table>	収入の有無	データの表示回数を証する使用実績ログ	使用料単価	i)	有り	有り	当該サービスで得られる収入金額の3.5%に、著作物の使用実績ログで証される表示回数を、全著作物（JRC以外の者が管理する著作物含む）の表示回数で除して得られる割合を乗じた額。ただし、1ヶ月の最低使用料は1,000円とする。	ii)	有り	無し	当該番組で得られる収入金額の3.5%、もしくは1ヶ月あたり5,000円のいずれか多い額。	iii)	無し	有り	年額5万円もしくは月額5,000円に、著作物の使用実績ログで証される表示回数を、JRC以外の者が管理する著作物を含む全著作物の表示回数で除して得られる割合を乗じた額。	iv)	無し	無し	年額5万円もしくは月額5,000円。	
使用実績報告の有無	情報料または広告料等収入あり	情報料および広告料等収入なし																													
あり	月間の情報料および広告料等収入の3.5%に、著作物利用率を乗じた額	5,000円に、著作物利用率を乗じた額																													
なし	月間の情報料および広告料等収入の3.5%	—																													
収入の有無	データの表示回数を証する使用実績ログ	使用料単価																													
i)	有り	有り	当該サービスで得られる収入金額の3.5%に、著作物の使用実績ログで証される表示回数を、全著作物（JRC以外の者が管理する著作物含む）の表示回数で除して得られる割合を乗じた額。ただし、1ヶ月の最低使用料は1,000円とする。																												
ii)	有り	無し	当該番組で得られる収入金額の3.5%、もしくは1ヶ月あたり5,000円のいずれか多い額。																												
iii)	無し	有り	年額5万円もしくは月額5,000円に、著作物の使用実績ログで証される表示回数を、JRC以外の者が管理する著作物を含む全著作物の表示回数で除して得られる割合を乗じた額。																												
iv)	無し	無し	年額5万円もしくは月額5,000円。																												

<p>(3) サブスクリプション形式 インタラクティブ配信システムに歌詞等の著作物をアップロードした者が、サブスクリプション形式によって歌詞等の配信を行う場合の月額使用料は、1サービスあたり、以下のとおりとします。</p> <p>① 通常の利用形態の場合</p> <table border="1" data-bbox="261 321 896 438"> <tr> <td>情報料または広告料等の収入あり</td> <td>① 月間の情報料および広告料等収入の10%に、著作物利用率を乗じた額 ② 75円に総加入者数を乗じた額に、著作物利用率を乗じた額のいずれか多い額</td> </tr> <tr> <td>情報料および広告料等の収入なし</td> <td>75円に総加入者数を乗じた額に、著作物利用率を乗じた額</td> </tr> </table> <p>ただし、契約促進を目的としてサービスの加入者に対して提供される1か月以内の無料期間については、使用料の評価対象から除外するものとします。また、利用方法に何らかの制限があるサービスについては、8.1.4.(3)①に定める料率または額の範囲内で、利用者と協議の上、その使用料を決定するものとします。</p> <p>② ①を超える無料期間(6か月以内)や機能を提供するサービス</p> <table border="1" data-bbox="261 680 896 798"> <tr> <td>情報料または広告料等の収入あり</td> <td>① 月間の情報料および広告料等収入の12.5%に、著作物利用率を乗じた額 ② 95円に総加入者数を乗じた額に、著作物利用率を乗じた額のいずれか多い額</td> </tr> <tr> <td>情報料および広告料等の収入なし</td> <td>95円に総加入者数を乗じた額に、著作物利用率を乗じた額</td> </tr> </table> <p>ただし、サービス内容に鑑みて、8.1.4.(3)②に定める料率または額を適用することが相当でない場合は、当該料率または額の範囲内で、利用者と協議の上、その使用料を決定するものとします。</p>	情報料または広告料等の収入あり	① 月間の情報料および広告料等収入の10%に、著作物利用率を乗じた額 ② 75円に総加入者数を乗じた額に、著作物利用率を乗じた額のいずれか多い額	情報料および広告料等の収入なし	75円に総加入者数を乗じた額に、著作物利用率を乗じた額	情報料または広告料等の収入あり	① 月間の情報料および広告料等収入の12.5%に、著作物利用率を乗じた額 ② 95円に総加入者数を乗じた額に、著作物利用率を乗じた額のいずれか多い額	情報料および広告料等の収入なし	95円に総加入者数を乗じた額に、著作物利用率を乗じた額	<p>新設</p>	<p>新設</p>	
情報料または広告料等の収入あり	① 月間の情報料および広告料等収入の10%に、著作物利用率を乗じた額 ② 75円に総加入者数を乗じた額に、著作物利用率を乗じた額のいずれか多い額										
情報料および広告料等の収入なし	75円に総加入者数を乗じた額に、著作物利用率を乗じた額										
情報料または広告料等の収入あり	① 月間の情報料および広告料等収入の12.5%に、著作物利用率を乗じた額 ② 95円に総加入者数を乗じた額に、著作物利用率を乗じた額のいずれか多い額										
情報料および広告料等の収入なし	95円に総加入者数を乗じた額に、著作物利用率を乗じた額										
<p>8.2. 本条に定める「インタラクティブ配信に関する利用許諾」については、さらに以下の事項を定めるものとします。</p> <p>8.2.1. 「管理著作物」とは、NexToneがその著作権を管理する著作物をいいます。</p> <p>8.2.2. 「ダウンロード形式」とは、著作物の全てまたは一部を、受信先の記憶装置に複製して利用させる配信の形式をいいます。</p> <p>8.2.3. 「ストリーム形式」とは、著作物の全てまたは一部を、受信先の記憶装置に複製せずに利用させる配信の形式をいいます。</p> <p>8.2.4. 「CMコンテンツ」とは、コマーシャルの利用において、分割して受信することが不可能な形式により1リクエスト当たり送信される単位をいいます。</p> <p>8.2.5. 「情報料」とは、インタラクティブ配信の利用の対価として、コンテンツ利用料、会費等いずれの名義をもってするかを問わず、通常受信者が支払わなければならない料金(ポイントその他の仮想通貨による支払い等、その料金の支払方法を問いません。)をいいます。</p> <p>8.2.6. 「広告料等収入」とは、インタラクティブ配信を行うに当たり情報料以外に得る収入をいい、広告料やスポンサー料等いずれの名義をもってするかを問いません。</p> <p>8.2.7. 「着信音再生専用データ」とは、携帯電話、PHS等電話機のための総再生時間が1曲あたり45秒以内の着信音再生専用データであって、受信した電話機から他の機器への転送、複製ができないものをいいます。</p> <p>8.2.8. 「特定ゲーム」とは、多曲利用を前提としたいわゆる音楽ゲームで、ユーザーがプレイするごとに任意に楽曲を選択、差し替えても、ゲームそのものの目的が変わらないものをいいます。なお、業務用ゲーム機によるゲームを除きます。</p>	<p>2. 本条に定める「インタラクティブ配信に関する利用許諾」については、さらに以下の事項を定めるものとします。</p> <p>(1) 「情報料」とは、インタラクティブ配信の利用の対価として、コンテンツ利用料、会費等いずれの名義をもってするかを問わず、通常受信者が支払わなければならない料金をいいます。</p> <p>(2) 「着信音再生専用データ」とは、携帯電話、PHS等電話機のための着信音再生専用データであって、受信した電話機から他の機器への転送、複製ができず、かつ、総再生時間が1曲当たり45秒以内(ただし、本規定に別段の定めがある場合を除きます。)のものをいいます。</p> <p>(3) 「音声番組」とは、楽曲のほかにナレーションその他楽曲でない音声を伴う番組(映像を伴うものを除きます。)で、分割して受信することが不可能な形式により1リクエスト当たり送信される単位をいいます。</p> <p>(4) 「サブスクリプション」とは、一定の期間を販売単位として情報料が定められ、利用者が当該期間においてダウンロードできる著作物の曲数に制限がないサービスであり、かつ、受信先の記憶装置から他の記憶装置への転送、複製ができないもので、受信先の記憶装置(ただし書き適用の場合、転送・複製先の記憶装置を含みます。)において、利用者による当該サービスに係る契約の解約後、当該著作物の視聴が不可能となる利用形態をいいます。ただし、受信先の記憶装置から他の記憶装置への転送または複製が可能な場合であっても、転送・複製先の記憶装置での再生の際に、当該利用者による再生のみを可能にする場合、受信先の記憶装置と転送先の記憶装置とが一对一の関係にて紐付いている場合、または、一つの著作物について、受信先の記憶装置から最大5台までの複製先の記憶装置のみへの複製を可能とし、かつこれを超える複製、再複製、転送を不可能とする技術的制限が課されている場合、受信先の記憶装置から他の記憶装置への転送、複製ができないものとの要件を充足するものとみなします。</p>	<p>インタラクティブ配信において著作物を利用する場合の使用料は、第2項から第5項の定めにより算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。なお、本条における用語の解釈は次の定義に従うものとする。</p> <p>(1) ダウンロード形式 受信者のコンピュータ、携帯電話その他の受信装置に著作物のデータの全てまたは一部を複製して著作物をオフラインで再生、表示することを目的とした利用の形式。この形式による配信を「ダウンロード配信」とする。</p> <p>(2) 秒数制限 著作物データの利用に設けられている一回の再生における総再生可能時間の制限。</p> <p>(3) 日数制限 著作物データの利用に設けられている再生可能日数の制限。</p> <p>(4) ストリーミング形式 受信者のコンピュータ、携帯電話その他の受信装置に著作物のデータを複製する意図を持たずオンラインで再生することを目的とした利用の形式。この形式による配信を「ストリーミング配信」とする。</p> <p>(5) 番組 著作物の一の利用方法にてストリーミング配信サービスとして提供される単位。</p> <p>(6) 収入 情報料収入、広告収入、会費収入等番組に係わる一切の収入。</p>	<p>定義をまとめて表記 現状に適した定義へ見直しを行った</p>								

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

<p>8.2.9.「サブスクリプション形式」とは、ダウンロード形式またはストリーミング形式にかかわらず、サービス登録会員を対象とした聴き放題（見放題）サービス、またはそれに準じたサービスにより、サービス登録期間中に限り、コンテンツを受信者に選択させる方法等により利用させる形式をいいます。ただし、ラジオ型配信（一斉送信型）を除きます。</p> <p>8.2.10.「サービス」とは、楽曲等の著作物をユーザーに対して提供するウェブサイト、アプリケーション等であって、単独のサービスとして一般に認識される単位をいいます。</p> <p>8.2.11.「総加入者数」とは、当該サービスにおいて、その月にサービスを利用できる状態にある会員の総数をいいます。</p> <p>8.2.12.「使用実績記録」とは、管理著作物およびそのリクエスト回数、NexToneが管理する以外の著作物を含む全著作物のリクエスト回数が記録された、当該サービスにおける著作物の総使用実績の記録をいいます。</p> <p>8.2.13.「著作物利用率」とは、著作物の使用実績記録で証されるNexToneが管理する著作物のリクエスト回数を、NexToneが管理する以外の著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合をいいます。</p> <p>8.2.14.「リングバックトーン」とは、発呼者に、回線交換作業が終了し被呼者を呼び出し中であることを知らせるための呼び出し音であって、受信した電話機への転送、複製ができず、かつ、総再生時間が1曲当たり45秒以内のものをいいます。</p>	<p>(5)「サービス」とは、1ウェブサイト(記載されている情報について1運営主体が責任を有する範囲のものをいいます。)において、単独のサービスとして一般に認識される単位をいいます。</p> <p>(6)「広告料等の収入」とは、インタラクティブ配信から直接得られる広告料やスポンサー料等、いずれの名義をもってするかを問わず、情報料以外に得る収入をいいます。</p> <p>(7)「携帯電話用再生専用データ」とは、携帯電話、PHS等電話機のための再生専用データであって、受信した電話機から他の機器への転送、複製ができないものをいい、着信音再生専用データを含みます。</p> <p>(8)「総加入者数」とは、当該サービスにおいて、その月にサービスを利用できる状態にある会員の総数をいいます。</p> <p>(9)「使用実績記録」とは、イーライセンスの管理する著作物及びそのリクエスト回数、イーライセンス以外の者が管理する著作物を含む全著作物及びそのリクエスト回数が記録された、当該サービスにおける著作物の総使用実績の記録をいいます。</p> <p>(10)「リングバックトーン」とは、発呼者に、回線交換作業が終了し被呼者を呼び出し中であることを知らせるための呼び出し音であって、受信した電話機への転送、複製ができず、かつ、総再生時間が1曲当たり45秒以内のものをいいます。</p> <p>(11) 歌曲において楽曲に著作権がない場合またはその著作権がイーライセンスに管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6 / 12とします。歌曲において歌詞がイーライセンスに管理委託されていない場合も同様とします。</p>	<p>(7) リングバックトーン 携帯電話、固定電話等の端末において、発呼者である受信者に対し、回線交換作業が終了し、被呼者を呼び出し中であることを知らせるための呼び出し音として、著作物をストリーミング配信すること。</p> <p>(8) サブスクリプション 一定の期間を一の販売単位として価格設定はなされているが、当該期間中ダウンロードできる著作物の曲数に制限がない等サービス開始時において著作物1曲1回の配信の税抜価格を計算することができない場合のうち、ダウンロード配信された著作物を再生できる期間が、受信者が当該サービスの月額もしくは年額会費等を支払うことによって利用資格を有している期間に制限されている場合。</p> <p>(9) 視覚的データ 楽譜もしくは歌詞のテキストデータ、もしくはそのPDF形式のデータ等、楽譜・歌詞を視覚的に確認できるデータ。</p> <p>(10) オンライン表示形式 受信者のコンピュータ、携帯電話その他の受信装置に著作物の視覚的データを複製する意図を持たず視覚的データを全てまたは一部をウェブブラウザ等にてオンラインで表示することを目的とした利用の形式。</p>	<p>定義をまとめて表記</p> <p>現状に適した定義へ見直しを行った</p>
		<p>4 インタラクティブ配信において包括的ではない利用許諾契約に基づいて著作物を利用する場合の使用料は、配信の形式を問わず、著作物1曲1配信につき利用者が得る情報料の20%、または20円のいずれか多い額に配信の回数に乗じて算出する額以内において、当該利用状況を斟酌して定める。</p>	<p>利用実態がない為、削除</p>
<p>8.2.15. 次のいずれかに該当する試聴を、情報料または広告料等収入を得ずに行う場合で、予め届け出があったものについては、当該試聴データの総再生時間が1曲当たり45秒以内であることを条件に、使用料を免除することができるものとします。</p> <p>(1) レコード等の製作または販売事業者が、当該レコード等の販売促進のために、自らのホームページにおいて当該レコード等に収録された著作物を試聴させる場合</p> <p>(2) 委託者が、自らのホームページにおいて著作物を試聴させる場合</p> <p>(3) 利用者が、受信者に購入させる画面と同一の画面で、当該リクエストの対象となる著作物の試聴のリクエストを行わせる場合</p>	<p>(12) 次のいずれかに該当する試聴を、情報料を得ずに行う場合で、予め届け出があったものについては、当該試聴データの総再生時間が1曲当たり45秒以内であることを条件に、使用料を免除することができるものとします。ただし、ダウンロード形式による場合は、当該著作物の再生回数制限が3回以内であることを要します。</p> <p>① レコード等の製作または販売事業者が、当該レコード等の販売促進のために、自らのホームページにおいて当該レコード等に収録された著作物を試聴させる場合</p> <p>② 委託者が、自らのホームページにおいて著作物を試聴させる場合</p> <p>③ 利用者が、受信者に購入させる画面と同一の画面で、当該リクエストの対象となる著作物の試聴のリクエストを行わせる場合</p>	<p>5 インタラクティブ配信における使用料の特則は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 委託者の同意のもとにあるインタラクティブ配信サイトならびにサービスにおいて、特定の著作物を無料でインタラクティブ配信する場合には、原則として当該委託者からの届け出により当該使用料を免除することができる。</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する無料試聴を行う場合、原則として当該使用料を免除する。</p> <p>① 委託者自らが支配または運営するウェブサイトにおける試聴。</p> <p>② 著作物が適法に収録されたレコードを製作または販売する者、または当該レコードにかかる著作隣接権を有する者が、もっぱら当該レコードの販売促進を目的として行う試聴。</p> <p>③ 本条第2項～第3項の規定により著作物を利用する者が、受信者にリクエストをさせる同一ページ内に於いて行う、当該リクエストの対象となる著作物の試聴。</p> <p>(3) 価格の設定が存するにもかかわらず、特定期間または特定対象者等に対してのみ当該価格を減額または免除するなどして、著作物をインタラクティブ配信する場合には、本来の価格設定に基づいて、その使用料を算出する。</p> <p>(4) ストリーミング配信のカラオケサービス、及び教育・教材目的のインタラクティブ配信の場合には、本条の定めにかかわらず、利用者及び委託者と協議の上、本規定の率又は額の範囲内で定めることとする。</p> <p>(5) コマーシャル送信用録音の許諾を得たコマーシャルのストリーミング配信または再生期限／回数付きのダウンロード配信における使用料については、本条の定めに関わらず、利用者及び委託者と協議の上、別途定めることとする。</p> <p>(6) 本条に定めのない配信利用方法の出現の可能性等を踏まえ、本条の利用条件や使用料の計算方法等については、利用者及び委託者と協議の上、適宜、見直すものとする。</p>	

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

<p>第9条（映画録音に関する利用許諾） 映画録音に関する利用許諾の使用料の額は、委託者が定めるものとします。</p>	<p>第8条（映画録音に関する利用許諾） 映画録音に関する利用許諾の使用料の額は、委託者が定めるものとします。</p>	<p>（映画録音等における使用料） 第7条 映画録音等により著作物を利用する場合の使用料は、委託者が定めることとする。</p>	<p>内容に変更なし</p>												
<p>第10条（広告目的で行う複製に関する利用許諾） 広告目的で行う複製に関する利用許諾の使用料の額は、委託者が定めるものとします。</p>	<p>第9条（コマーシャル送信用録音に関する利用許諾） コマーシャル送信用録音に関する利用許諾の使用料の額は、委託者が定めるものとします。</p>	<p>（コマーシャル送信用録音等における使用料） 第8条 コマーシャル送信用録音等により著作物を利用する場合の使用料は、委託者が定めることとする。</p>	<p>コマーシャル送信用録音から広告目的で行う複製に名称変更 許諾範囲も広告目的利用全般に拡大</p>												
<p>第11条（放送に関する利用許諾） 1. 放送に関する利用許諾の使用料は、次項以下に定める年間の包括利用許諾契約における使用料額、または、1曲1回の利用につき、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。 (1) 全国放送について</p> <table border="1" data-bbox="308 516 839 625"> <thead> <tr> <th>利用時間</th> <th>使用料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5分まで</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>5分までを越えるごと</td> <td>60,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 放送される地域が限定されている放送について 放送される地域の受信世帯数を勘案し、(1)の使用料額を減額することができるものとします。 2. 日本放送協会が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該年度の前年度における放送事業収入に1.5%以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。</p>	利用時間	使用料額	5分まで	60,000円	5分までを越えるごと	60,000円	<p>第10条（放送に関する利用許諾） 1. 放送に関する利用許諾の使用料は、次項以下に定める年間の包括利用許諾契約における使用料額、または、1曲1回の利用につき、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。 (1) 全国放送について</p> <table border="1" data-bbox="1012 516 1573 625"> <thead> <tr> <th>利用時間</th> <th>使用料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5分まで</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>5分までを越えるごと</td> <td>60,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 放送される地域が限定されている放送について 放送される地域の受信世帯数を勘案し、(1)の使用料額を減額することができるものとします。 2. 日本放送協会が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該年度の前年度における放送事業収入に1.5%以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。</p>	利用時間	使用料額	5分まで	60,000円	5分までを越えるごと	60,000円	<p>（放送等における使用料） 第10条 放送及び当該放送用の録音（以下「放送等」という。）に著作物を利用する場合（コマーシャル送信用録音を除く。）の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>1 日本放送協会 日本放送協会が行う放送等について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該年度の前年度における放送事業収入に1.5%を乗じて得た額に、放送事業者が利用した全著作物に占める著作物の割合（以下「利用割合」という。）を乗じて得た額とする。</p>	<p>イーライセンス事業本部規定から変更なし</p>
利用時間	使用料額														
5分まで	60,000円														
5分までを越えるごと	60,000円														
利用時間	使用料額														
5分まで	60,000円														
5分までを越えるごと	60,000円														
<p>3. 地上波放送を行う一般放送事業者が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該年度の前年度における放送事業収入に1.5%以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。この場合、一般放送事業者をもって構成され、かつ、各構成員の1年間の使用料額を包括的に決定することについて構成員の委任を受けている団体がある場合には、当該団体が定めた各構成員の使用料額の総額が、本項第一文の規定を適用した場合の各構成員の使用料額の合算額と同じ額になる場合に限り、当該団体が定めた額を各構成員が支払うべき1年間の使用料額とすることができるものとします。ただし、新設局の開局年度の使用料の算出にあたっては、本項第一文の規定は適用しないものとし、当該放送事業者と協議の上、その放送事業収入相当額を算出するものとします。なお、コミュニティ放送局の使用料については、本項第一文の範囲内で、別途当該放送事業者と協議の上定めず。</p>	<p>3. 地上波放送を行う一般放送事業者が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該年度の前年度における放送事業収入に1.5%以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。この場合、一般放送事業者をもって構成され、かつ、各構成員の1年間の使用料額を包括的に決定することについて構成員の委任を受けている団体がある場合には、当該団体が定めた各構成員の使用料額の総額が、本項第一文の規定を適用した場合の各構成員の使用料額の合算額と同じ額になる場合に限り、当該団体が定めた額を各構成員が支払うべき1年間の使用料額とすることができるものとします。ただし、新設局の開局年度の使用料の算出にあたっては、本項第一文の規定は適用しないものとし、当該放送事業者と協議の上、その放送事業収入相当額を算出するものとします。なお、コミュニティ放送局の使用料については、本項第一文の範囲内で、別途当該放送事業者と協議の上定めず。</p>	<p>2 地上波放送を行う一般放送事業者 地上波放送を行う一般放送事業者が行う放送等について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該年度の前年度における放送事業収入に1.5%を乗じて得た額に、利用割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>イーライセンス事業本部規定から変更なし</p>												

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

4. 衛星放送を行う一般放送事業者(受託放送事業者を除きます。)が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該衛星放送のチャンネルごとに、当該年度の前年度におけるそのチャンネルの放送事業収入に下表①②③の使用料率以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。ただし、当該放送事業者がチャンネルごとの放送事業収入を計上できない場合は、全チャンネルの放送事業収入に、各チャンネルの該当する区分の使用料率を按分して算出した率を乗じて得た額とします。また、当該年度の前年度における放送事業収入が1年に満たないときは、年間の放送事業収入に換算した額により年額使用料を算定します。いずれの場合においても、算出した額が下表④⑤⑥の使用料額を下回るときは、下表④⑤⑥の使用料額(当該放送事業者が複数の区分のチャンネルを有する場合は、各区分の使用料額を按分して算出した額)を年額使用料とします。また、新設局の開局年度の使用料は、下表④⑤⑥の使用料額を適用して算定するものとし、この場合において放送する期間が1年に満たないときは、放送する月数に応じて下表④⑤⑥の使用料額を減額することができるものとし

区分	チャンネルの内容	使用料率
①	主として音楽番組	2.25%
②	総合編成	1.5%
③	ニュース・スポーツ等	0.75%

区分	チャンネルの内容	使用料額
④	主として音楽番組	5,000,000 円に利用者と協議の上定める率を乗じて得た額
⑤	総合編成のチャンネル	3,000,000 円に利用者と協議の上定める率を乗じて得た額
⑥	ニュース・スポーツ等	1,500,000 円に利用者と協議の上定める率を乗じて得た額

5. 放送大学学園が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、著作物の利用目的、利用方法を考慮して同学園と協議の上定めるものとします。

6. 第3項の規定を適用する場合で、著作物をコマーシャル音楽として放送する場合(自己の放送のために、自己の手段によって制作したコマーシャルに著作物を利用する場合を除きます。)、当該放送にかかる使用料は第3項の規定により算定された年額使用料に含まれないものとし、その1曲1回あたりの使用料は、広告関係事業者の処理するところにより、以下の使用料額を適用します。なお、一般放送事業者が属すべき類別については、当該放送事業者と協議の上定めるものとします。また、同一のコマーシャルを継続反復して放送する場合は、その使用料を利用者と協議の上減額することができるものとします。

類別	ラジオコマーシャル	テレビコマーシャル
第1類	6,000 円	12,000 円
第2類	4,200 円	8,400 円
第3類	3,600 円	7,200 円
第4類	2,400 円	4,800 円
第5類	1,800 円	3,600 円
第6類	1,500 円	3,000 円

7. 第1項の規定を適用する場合で、歌詞を伴う楽曲(本項において「歌曲」といいます。)において、歌曲から歌詞を除いた部分(いわゆるインストゥルメンタル部分)に著作権がない場合またはその著作権がNexToneに管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6 / 12とします。なお、歌曲において歌詞がNexToneに管理委託されていない場合も同様とします。

8. 専ら音楽により編成された放送や新技術の活用による放送など、放送の形態等により、本条の定めにより難しい場合の取り扱いについては、第23条の規定を適用します。

4. 衛星放送を行う一般放送事業者(受託放送事業者を除きます。)が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該衛星放送のチャンネルごとに、当該年度の前年度におけるそのチャンネルの放送事業収入に下表①②③の使用料率以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。ただし、当該放送事業者がチャンネルごとの放送事業収入を計上できない場合は、全チャンネルの放送事業収入に、各チャンネルの該当する区分の使用料率を按分して算出した率を乗じて得た額とします。また、当該年度の前年度における放送事業収入が1年に満たないときは、年間の放送事業収入に換算した額により年額使用料を算定します。いずれの場合においても、算出した額が下表④⑤⑥の使用料額を下回るときは、下表④⑤⑥の使用料額(当該放送事業者が複数の区分のチャンネルを有する場合は、各区分の使用料額を按分して算出した額)を年額使用料とします。また、新設局の開局年度の使用料は、下表④⑤⑥の使用料額を適用して算定するものとし、この場合において放送する期間が1年に満たないときは、放送する月数に応じて下表④⑤⑥の使用料額を減額することができるものとし

区分	チャンネルの内容	使用料率
①	主として音楽番組のチャンネル	2.25%
②	総合編成のチャンネル	1.5%
③	ニュース・スポーツ等のチャンネル	0.75%

④	主として音楽番組のチャンネル	5,000,000円に利用者と協議の上定める率を乗じて得た額
⑤	総合編成のチャンネル	3,000,000円に利用者と協議の上定める率を乗じて得た額
⑥	ニュース・スポーツ等のチャンネル	1,500,000円に利用者と協議の上定める率を乗じて得た額

5. 放送大学学園が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、著作物の利用目的、利用方法を考慮して同学園と協議の上定めるものとします。

6. 第3項の規定を適用する場合で、著作物をコマーシャル音楽として放送する場合(自己の放送のために、自己の手段によって制作したコマーシャルに著作物を利用する場合を除きます。)、当該放送にかかる使用料は第3項の規定により算定された年額使用料に含まれないものとし、その1曲1回あたりの使用料は、広告関係事業者の処理するところにより、以下の使用料額を適用します。なお、一般放送事業者が属すべき類別については、当該放送事業者と協議の上定めるものとします。また、同一のコマーシャルを継続反復して放送する場合は、その使用料を利用者と協議の上減額することができるものとします。

類別	ラジオコマーシャル	テレビコマーシャル
第1類	6,000円	12,000円
第2類	4,200円	8,400円
第3類	3,600円	7,200円
第4類	2,400円	4,800円
第5類	1,800円	3,600円
第6類	1,500円	3,000円

7. 第1項の規定を適用する場合で、歌曲において楽曲に著作権のない場合もしくはイーライセンスの管理外の場合、または歌詞がイーライセンスの管理外の場合、それぞれ1曲の使用料の6 / 12の額とします。

3 衛星放送を行う一般放送事業者
衛星放送を行う一般放送事業者(受託放送事業者を除く。)が行う放送等について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該衛星放送のチャンネルごとに、当該年度の前年度におけるそのチャンネルの放送事業収入に下表(1)の使用料率を乗じて得た額に、利用割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、当該放送事業者がチャンネルごとの放送事業収入を計上できない場合は、全チャンネルの放送事業収入に、各チャンネルの該当する区分の使用料率を按分して算出した率を乗じて得た額に、利用割合を乗じて得た額とする。なお、何れの場合においても、算出した額が下表(2)の使用料額に利用割合を乗じた額を下回るときは、下表(2)の使用料額(当該放送事業者が複数の区分のチャンネルを有する場合は、各区分の使用料額を按分して算出した額。)に、利用割合を乗じて得た額を年額使用料とする。

(1)

区分	使用料率
主として音楽番組のチャンネル	2.25%
総合編成のチャンネル	1.5 %
ニュース・スポーツ等のチャンネル	0.75%

(2)

区分	使用料額
主として音楽番組のチャンネル	5,400,000 円
総合編成のチャンネル	3,600,000 円
ニュース・スポーツ等のチャンネル	1,800,000 円

4 放送大学学園
放送大学学園が行う放送等について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、著作物の利用目的、利用方法を考慮して同学園と協議して定める。

5 年間の包括的利用許諾契約によらない場合
年間の包括的利用許諾契約によらない場合の全国放送使用料は、著作物の利用方法ごとに1曲1回の利用につき、それぞれ下表の使用料額を上限とする。

ラジオ	テレビ
16,000 円	32,000 円

(ア) 同時に放送される地域が限定されているときは、使用料を減額することができる。
(イ) 1曲とは5分までとする。著作物の利用時間が5分を超える場合は、上表の使用料額に、5分までを超えるごとに同額をそれぞれ加算する。
(ウ) 著作物の15秒以下の断片的利用の場合は、当該使用料を減額することができる。

6 放送等における使用料の特則は、以下のとおりとする。
(1) 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の年度区分は、4月から翌年3月までとする。

(2) 1の規定の「放送事業収入」とは、経常事業収入から、契約収納費、受信対策費、調査研究費等、未収受信料欠損償却費並びに著作権の保護及び管理情報技術の開発・実施に係る経費に相当する額を控除して得た額(消費税額を含まないもの。)をいう。
(3) 2の規定の「放送事業収入」とは、当該放送事業者の放送事業に関わる収入から、代理店手数料、著作権の保護及び管理情報技術の開発・実施に係る経費に相当する額並びに他の放送事業者の収入を重複して計上したときはその重複計上分に相当する額を控除して得た額(消費税額を含まないもの。)をいう。

イーライセンス事業本部規定から変更なし

イーライセンス事業本部規定から変更なし

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

(4) 3の規定の「放送事業収入」とは、当該放送事業者の放送事業に関わる収入から、代理店手数料、著作権の保護及び管理情報技術の開発・実施に係る経費に相当する額並びに有料放送料の収納にかかる経費に相当する額を控除して得た額(消費税額を含まないもの。)をいう。

(5) 2の規定を適用する場合で、新設局の開局年度の使用料の算出にあたっては、当該放送事業者と協議して、その放送事業収入相当額を算出するものとする。

(6) 2の規定を適用する場合で、著作物をコマーシャル音楽として放送するとき(自己の放送のために、自己の手段によって制作したコマーシャルに著作物を利用する場合を除く。)は、当該放送に係る使用料は2の規定により算定された年額使用料に含まれないものとし、その1曲1回あたりの使用料は、広告関係事業者の処理するところにより、下表の使用料額を適用する。

類別	ラジオコマーシャル	テレビコマーシャル
第1類	6,000円	12,000円
第2類	4,200円	8,400円
第3類	3,600円	7,200円
第4類	2,400円	4,800円
第5類	1,800円	3,600円
第6類	1,500円	3,000円

(ア)一般放送事業者が属すべき類別については、当該放送事業者と協議して定める。

(イ)同一のコマーシャルを継続反復して放送する場合は、委託者と協議の上、その使用料を減額することができる。

(ウ)同一の著作物を、複数の異なる商品若しくはサービスのコマーシャルに利用する場合、委託者の届け出により当該使用料を減額することができる。

(7) 2の規定が適用される一般放送事業者のうち、コミュニティ放送局の使用料は、2の規定の範囲内で、別途当該放送事業者と協議して定める。

(8) 3の規定を適用する場合で、新設局の開局年度の使用料は、表(2)を適用して算定する。この場合において、放送する期間が1年に満たないときは、放送する月数に応じて、表(2)の使用料額を減額することができる。

(9) 3の規定を適用する場合で、当該年度の前年度における放送事業収入が1年に満たないときは、年間の放送事業収入に換算した額により年額使用料を算定する。

(10) 5の規定を適用する場合で、次のいずれかに該当するときは、それぞれ1曲の使用料の6/12の額とする。

(ア) 歌曲において楽曲に著作権のない場合又はJRCの管理外の場合。

(イ) 歌曲において歌詞がJRCの管理外の場合。

(11) 専ら音楽により編成された放送や新技術の活用による放送など、放送の形態等により、本規定の定めにより難しい場合の取り扱いについては、その利用目的、利用様態、その他の事情を考慮して、利用者及び委託者と協議の上、使用料を定めるものとする。

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

第 12 条（有線放送に関する利用許諾）
1. 有線放送に関する利用許諾の使用料は、次項以下に定める金額に、消費税相当額を加算した額とします。
2. 有線ラジオ放送による有線放送等の使用料は次のとおりとします。

(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合
年額使用料は、当該有線放送のチャンネルごとに、当該年度の前年度におけるそのチャンネルの有線放送事業収入に下表の使用料率を乗じて得た額に、利用者と協議の上定める率を乗じて得た額の合計額とします。ただし、当該有線放送を行う事業者がチャンネルごとの有線放送事業収入を計上できない場合は、全チャンネルの有線放送事業収入に、各チャンネルの該当する区分の使用料率を按分して算出した率を乗じて得た額に、利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。

区 分	使用料率
専ら音楽により編成されたチャンネル	3.0 %
主として音楽番組のチャンネル	2.25 %
総合編成のチャンネル	1.5 %
ニュース・スポーツ等のチャンネル	0.75 %

(2) 年間の包括的利用許諾契約によらない場合
著作物の利用方法ごとに1 曲1 回の利用につき、それぞれ下表の使用料額を適用します。

1 曲 1 回の有線ラジオ放送につき	使用料額
利用時間 5 分まで	受信契約世帯 1,000 世帯ごと 1,500 円
利用時間 5 分までを超えるごと	受信契約世帯 1,000 世帯ごと 1,500 円

第 11 条（有線放送に関する利用許諾）
1. 有線放送に関する利用許諾の使用料は、次項以下に定める金額に、消費税相当額を加算した額とします。
2. 有線ラジオ放送による有線放送等の使用料は次のとおりとします。

(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合
年額使用料は、当該有線放送のチャンネルごとに、当該年度の前年度におけるそのチャンネルの有線放送事業収入に下表の使用料率を乗じて得た額に、利用者と協議の上定める率を乗じて得た額の合計額とします。ただし、当該有線放送を行う事業者がチャンネルごとの有線放送事業収入を計上できない場合は、全チャンネルの有線放送事業収入に、各チャンネルの該当する区分の使用料率を按分して算出した率を乗じて得た額に、利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。

区 分	使用料率
専ら音楽により編成されたチャンネル	3.0 %
主として音楽番組のチャンネル	2.25 %
総合編成のチャンネル	1.5 %
ニュース・スポーツ等のチャンネル	0.75 %

(2) 年間の包括的利用許諾契約によらない場合
著作物の利用方法ごとに1 曲1 回の利用につき、それぞれ下表の使用料額を適用します。

1 曲 1 回の有線ラジオ放送につき	使用料額
利用時間5分まで	受信契約世帯1,000世帯ごと1,500円
利用時間5分までを超えるごと	受信契約世帯1,000世帯ごと1,500円

(有線放送等における使用料)
第11条 有線放送及び当該有線放送用の録音(以下「有線放送等」という。)に著作物を利用する場合(コマーシャル送信用録音を除く。)の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 有線ラジオ放送等
有線ラジオ放送による有線放送等の使用料は次のとおりとする。
(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合
年額使用料は、当該有線放送のチャンネルごとに、当該年度の前年度におけるそのチャンネルの有線放送事業収入に下表の使用料率を乗じて得た額に、利用割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、当該有線放送を行う事業者がチャンネルごとの有線放送事業収入を計上できない場合は、全チャンネルの有線放送事業収入に、各チャンネルの該当する区分の使用料率を按分して算出した率を乗じて得た額に、利用割合を乗じて得た額とする。

区 分	使用料率
専ら音楽により編成されたチャンネル	3.0 %
主として音楽番組のチャンネル	2.25%
総合編成のチャンネル	1.5 %
ニュース・スポーツ等のチャンネル	0.75%

(2)年間の包括的利用許諾契約によらない場合
著作物の利用方法ごとに1 曲1 回の利用につき、それぞれ下表の使用料額を適用する。

①有線ラジオ放送

1 曲 1 回の有線ラジオ放送につき	使用料額
利用時間5 分まで	受信契約世帯1,000 世帯ごと 1,500 円
利用時間5 分までを超えるごと	受信契約世帯1,000 世帯ごと 1,500 円

②有線ラジオ放送用録音

複製本数1 本につき	使用料額
利用時間5 分まで	1,500 円
利用時間5 分までを超えるごと	1,500 円

イーライセンス事業本部規定から変更なし

利用実態がない為、削除

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

<p>(3) 有線ラジオ放送については、さらに以下の事項を定めるものとします。</p> <p>① 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の年度区分は、4月から翌年3月までとします。</p> <p>② 受信契約世帯数は、毎年3月末日の受信契約世帯数とします。</p> <p>③ 「有線放送事業収入」とは、受信料収入、広告放送料等収入、委託放送料収入、番組制作料収入および番組販売収入の合算額から、広告代理店手数料および受信料の収納にかかる直接経費に相当する額を控除した額(消費税を含まないもの)をいいます。</p> <p>④ 使用料の算定となる年度の前年度において有線放送事業収入を得る期間が1年に満たないときは、年間の有線放送事業収入に換算した額により年額使用料を算定します。</p> <p>⑤ 有線ラジオ放送等の使用料を算定するに当たり、有線放送事業収入がないなど本規定により難しい場合は、利用者と協議の上、本条第2項(1)および(2)の規定の範囲内において定めるものとします。</p>	<p>(3) 有線ラジオ放送については、さらに以下の事項を定めるものとします。</p> <p>① 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の年度区分は、4月から翌年3月までとします。</p> <p>② 受信契約世帯数は、毎年3月末日の受信契約世帯数とします。</p> <p>③ 「有線放送事業収入」とは、受信料収入、広告放送料等収入、委託放送料収入、番組制作料収入及び番組販売収入の合算額から、広告代理店手数料及び受信料の収納にかかる直接経費に相当する額を控除した額(消費税を含まないもの)をいいます。</p> <p>④ 使用料の算定となる年度の前年度において有線放送事業収入を得る期間が1年に満たないときは、年間の有線放送事業収入に換算した額により年額使用料を算定します。</p> <p>⑤ 有線ラジオ放送等の使用料を算定するに当たり、有線放送事業収入がないなど本規定により難しい場合は、利用者と協議の上、本条第2項(1)及び(2)の規定の範囲内において定めるものとします。</p>	<p>3 有線放送等における使用料の特則は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の年度区分は、4月から翌年3月までとする。</p> <p>(2) 受信契約世帯数は、毎年3月末日の受信契約世帯数とする。</p> <p>(3) 1の規定の「有線放送事業収入」とは、受信料収入、広告放送料等収入、委託放送料収入、番組制作料収入及び番組販売収入の合算額から、広告代理店手数料及び受信料の収納にかかる直接経費に相当する額を控除した額(消費税を含まないもの)をいう。</p> <p>(4) 2の規定の「有線放送事業収入」とは、受信料収入、広告放送料等収入、委託放送料収入及び番組制作料収入の合算額から、広告代理店手数料、受信料の収納にかかる直接経費に相当する額、ペイチャンネル番組供給事業者へ支払う額及び受信料にホームターミナルのリース料を含んでいる場合はリース業者に支払う額を控除した額(消費税を含まないもの)をいう。ただし、有線放送事業収入が算出できない場合は、当該事業者の総営業収入の範囲内で利用状況等を参酌して、その有線放送事業収入相当額を定めることができる。</p> <p>(5) 2の規定を適用する場合における開局年度の使用料は、2(1)②の規定の範囲内で、利用状況を参酌して定める。</p> <p>(6) 使用料の算定となる年度の前年度において有線放送事業収入を得る期間が1年に満たないときは、年間の有線放送事業収入に換算した額により年額使用料を算定する。</p> <p>(7) 有線ラジオ放送等の使用料を算定するに当たり、有線放送事業収入がないなど本規定により難しい場合は、利用者と協議のうえ、1の規定の範囲内で定める。</p> <p>(8) 有線テレビジョン放送及び有線ラジオ放送を行う事業者が、有線テレビジョン放送等について2の規定により使用料を算定する内容の利用許諾契約を締結しているときは、有線ラジオ放送等についても、2の規定により使用料を算定するものとする。</p> <p>(9) 有線放送のうち、利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使</p>	<p>イーライセンス事業本部規定から変更なし</p>
<p>3. 有線テレビジョン放送事業者(以下「CATV事業者」といいます。)が、有線テレビジョン放送に著作物を利用する場合の使用料は、次のとおりとします。ただし、当該年度の前年度における有線放送する期間が1年に満たないときは、有線放送する月数に応じて使用料額を減額することができるものとします。</p>	<p>3. 有線テレビジョン放送事業者(以下「CATV事業者」といいます。)が、有線テレビジョン放送に著作物を利用する場合の使用料は、次のとおりとします。ただし、当該年度の前年度における有線放送する期間が1年に満たないときは、有線放送する月数に応じて使用料額を減額することができるものとします。</p>	<p>2 有線テレビジョン放送等 有線テレビジョン放送による有線放送等の使用料は次のとおりとする。</p>	<p>イーライセンス事業本部規定から変更なし</p>

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合
① 有線放送事業収入がある場合の年額使用料
当該年度の前年度における有線放送事業収入に2%以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。ただし、算出した額が下記②の額を下回る場合は、下記②の額とします。また、新設局の開局年度の使用料の算出にあたっては、当該CATV事業者と協議の上、下記②の範囲内で使用料額を算出するものとします。
② 有線放送事業収入がない場合の年額使用料
次の区分に定める額とします。

受信契約世帯数	使用料額
1,000 世帯まで	30,000 円
3,000 世帯まで	50,000 円
5,000 世帯まで	80,000 円
10,000 世帯まで	100,000 円
10,000 世帯を超える場合	受信契約世帯数に 10 円を乗じて得た額

(2) 年間の包括的利用許諾契約によらない場合
著作物の利用方法毎に1曲1回の利用につき、それぞれ下記の使用料額を適用します。ただし、歌曲において楽曲に著作権のない場合もしくはNexToneの管理外の場合、または歌詞がNexToneの管理外の場合、それぞれ1曲1回の使用料の6 / 12の額とします。

1 曲 1 回の CATV 放送につき	使用料額
利用時間 5 分まで	受信契約世帯 1,000 世帯ごと 1,000 円
利用時間 5 分を超えるごと	受信契約世帯 1,000 世帯ごと 1,000 円

第13条（出版に関する利用許諾）
1. 出版に関する利用許諾の使用料は、以下に定める金額に、消費税相当額を加算した額とします。

(1) 書籍

① 楽譜集・歌詞集・ピースなど書籍の内容が主として歌詞または楽曲の場合の使用料は、当該書籍の定価（消費税別）の10%に発行部数を乗じて得た額とします。ただし、書籍に利用される著作物の一部がNexToneの管理外の場合の使用料は、著作物の総数に対するNexToneの管理する著作物の数との比率を前記使用料に乗じて得た額とします。なお、書籍に定価がない場合の使用料は、本項(3)の規定によるものとします。

② ①以外の書籍の場合の使用料は、その発行部数により1曲につき歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとします。

500 部まで	1,000 部まで	1,500 部まで	2,000 部まで	2,500 部まで	5,000 部まで
1,000 円	1,100 円	1,200 円	1,300 円	1,400 円	2,600 円
10,000 部まで	50,000 部まで	100,000 部まで	300,000 部まで	500,000 部まで	500,000 部を超える場合
4,500 円	6,700 円	9,000 円	13,000 円	13,500 円	14,000 円

(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合
① 有線放送事業収入がある場合の年額使用料
当該年度の前年度における有線放送事業収入に2%以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。ただし、算出した額が下記②の額を下回る場合は、下記②の額とします。また、新設局の開局年度の使用料の算出にあたっては、当該CATV事業者と協議の上、下記②の範囲内で使用料額を算出するものとします。
② 有線放送事業収入がない場合の年額使用料
次の区分に定める額とします。

受信契約世帯数	使用料額
1,000 世帯まで	30,000 円
3,000 世帯まで	50,000 円
5,000 世帯まで	80,000 円
10,000 世帯まで	100,000 円
10,000 世帯を超える場合	受信契約世帯数に10円を乗じて得た額

(2) 年間の包括的利用許諾契約によらない場合
著作物の利用方法毎に1曲1回の利用につき、それぞれ下記の使用料額を適用します。ただし、歌曲において楽曲に著作権のない場合もしくはイーライセンスの管理外の場合、または歌詞がイーライセンスの管理外の場合、それぞれ1曲1回の使用料の6 / 12の額とします。

1 曲 1 回の CATV 放送につき	使用料額
利用時間 5 分まで	受信契約世帯 1,000 世帯ごと 1,000 円
利用時間 5 分を超えるごと	受信契約世帯 1,000 世帯ごと 1,000 円

第 12 条（出版に関する利用許諾）
1. 出版に関する利用許諾の使用料は、以下に定める金額に、消費税相当額を加算した額とします。

(1) 書籍

① 楽譜集など書籍の内容が主として歌詞または楽曲の場合の使用料は、当該書籍の定価（消費税別）の10%に発行部数を乗じて得た額とします。ただし、書籍に利用される著作物の一部がイーライセンスの管理外の場合の使用料は、著作物の総数に対するイーライセンスの管理する著作物の数との比率を前記使用料に乗じて得た額とします。なお、書籍に定価がない場合の使用料は、本項(3)②の規定によるものとします。

② ①以外の書籍の場合の使用料は、その発行部数により1曲につき歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとします。

500 部まで	1000 部まで	1,500 部まで	2,000 部まで	2,500 部まで	5,000 部まで	10,000 部まで	10,000 部を超える場合
250 円	500 円	750 円	1,000 円	1,200 円	2,500 円	5,000 円	7,000 円

(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合
① 有線放送事業収入がある場合の年額使用料は、当該年度の前年度における有線放送事業収入に1 / 100 を乗じて得た額に、利用割合を乗じて得た額とする。ただし、算出した額が②の額を下回る場合は②の額とする。
② 有線放送事業収入がない場合の年額使用料は、次の区分に定める額に、利用割合を乗じて得た額とする。

区 分	使用料額
受信契約世帯 1,000 世帯まで	30,000 円
3,000 世帯まで	50,000 円
5,000 世帯まで	80,000 円
10,000 世帯まで	100,000 円
10,000 世帯を超える場合	受信契約世帯数に10円を乗じて得た額

(2) 年間の包括的利用許諾契約によらない場合
著作物の利用方法ごとに1 曲1 回の利用につき、それぞれ下表の使用料額を適用する。

① 有線テレビジョン放送

1 曲 1 回の有線テレビジョン放送につき	使用料額
利用時間 5 分まで	受信契約世帯 1,000 世帯ごと 1,000 円
利用時間 5 分までを超えるごと	受信契約世帯 1,000 世帯ごと 1,000 円

② 有線テレビジョン放送用録音

複製本数 1 本につき	使用料額
利用時間 5 分まで	1,000 円
利用時間 5 分までを超えるごと	1,000 円

有線テレビジョン放送用録音は、利用実態がないため削除

新設

内容が主として歌詞または楽曲である
歌詞集・ピースを(1)書籍①に移設

ビジネスの実態に合わせ、区分を追加

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

<p>(2) 雑誌、新聞 雑誌、新聞の場合の使用料は、その発行部数により1曲につき歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとします。</p> <table border="1"> <tr> <td>2,500部まで</td> <td>5,000部まで</td> <td>10,000部まで</td> <td>50,000部まで</td> <td>100,000部まで</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>5,100円</td> <td>5,500円</td> <td>11,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>300,000部まで</td> <td>500,000部まで</td> <td>1,000,000部まで</td> <td>3,000,000部まで</td> <td>5,000,000部まで</td> </tr> <tr> <td>18,000円</td> <td>27,000円</td> <td>37,000円</td> <td>55,000円</td> <td>56,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000,000部を超える場合</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>58,000円</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <p>(3) その他の出版物等 本項(1)(2)以外の出版物の使用料は、その発行部数または製作部数により1曲につき歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとします。</p> <table border="1"> <tr> <td>100部まで</td> <td>500部まで</td> <td>1,000部まで</td> <td>1,500部まで</td> <td>2,000部まで</td> <td>2,500部まで</td> </tr> <tr> <td>1,500円</td> <td>1,600円</td> <td>1,700円</td> <td>1,800円</td> <td>1,900円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000部まで</td> <td>10,000部まで</td> <td>50,000部まで</td> <td>100,000部まで</td> <td>300,000部まで</td> <td>500,000部まで</td> </tr> <tr> <td>3,900円</td> <td>7,000円</td> <td>10,500円</td> <td>13,000円</td> <td>20,000円</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>500,000部を超える場合</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>21,500円</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>	2,500部まで	5,000部まで	10,000部まで	50,000部まで	100,000部まで	5,000円	5,100円	5,500円	11,000円	15,000円	300,000部まで	500,000部まで	1,000,000部まで	3,000,000部まで	5,000,000部まで	18,000円	27,000円	37,000円	55,000円	56,000円	5,000,000部を超える場合					58,000円					100部まで	500部まで	1,000部まで	1,500部まで	2,000部まで	2,500部まで	1,500円	1,600円	1,700円	1,800円	1,900円	2,000円	5,000部まで	10,000部まで	50,000部まで	100,000部まで	300,000部まで	500,000部まで	3,900円	7,000円	10,500円	13,000円	20,000円	21,000円	500,000部を超える場合						21,500円						<p>(2) 雑誌、新聞 雑誌、新聞の場合の使用料は、その発行部数により1曲につき歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとします。</p> <table border="1"> <tr> <td>10,000部まで</td> <td>50,000部まで</td> <td>100,000部まで</td> <td>300,000部まで</td> <td>500,000部まで</td> <td>1,000,000部まで</td> <td>1,000,000部を超える場合</td> </tr> <tr> <td>5,100円</td> <td>10,200円</td> <td>13,600円</td> <td>17,000円</td> <td>25,500円</td> <td>34,000円</td> <td>51,000円</td> </tr> </table> <p>(3) その他の出版物等 ① ピースなど本項(1)または(2)以外の出版物で、その内容が主として歌詞または楽曲の場合の使用料は、当該出版物の定価(消費税別)の10%に発行部数を乗じて得た額とします。ただし、出版物に利用される著作物の一部がイーライセンスの管理外の場合の使用料は、著作物の総数に対するイーライセンスの管理する著作物の数との比率を前記使用料に乗じて得た額とします。なお、出版物に定価がない場合の使用料は、本項(3)②の規定によるものとします。 ② 本項(3)①以外の出版物の使用料は、その発行部数または製作部数により1曲につき歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとします。</p> <table border="1"> <tr> <td>500部まで</td> <td>1000部まで</td> <td>1,500部まで</td> <td>2,000部まで</td> <td>2,500部まで</td> <td>5,000部まで</td> <td>10,000部まで</td> <td>10,000部を超える場合</td> </tr> <tr> <td>375円</td> <td>750円</td> <td>1,125円</td> <td>1,500円</td> <td>1,800円</td> <td>3,750円</td> <td>7,500円</td> <td>10,500円</td> </tr> </table>	10,000部まで	50,000部まで	100,000部まで	300,000部まで	500,000部まで	1,000,000部まで	1,000,000部を超える場合	5,100円	10,200円	13,600円	17,000円	25,500円	34,000円	51,000円	500部まで	1000部まで	1,500部まで	2,000部まで	2,500部まで	5,000部まで	10,000部まで	10,000部を超える場合	375円	750円	1,125円	1,500円	1,800円	3,750円	7,500円	10,500円	<p>新設</p>	<p>ビジネスの実態に合わせて区分を追加</p> <p>新13条(1)書籍①へ移設</p> <p>ビジネスの実態に合わせて区分を追加</p>
2,500部まで	5,000部まで	10,000部まで	50,000部まで	100,000部まで																																																																																															
5,000円	5,100円	5,500円	11,000円	15,000円																																																																																															
300,000部まで	500,000部まで	1,000,000部まで	3,000,000部まで	5,000,000部まで																																																																																															
18,000円	27,000円	37,000円	55,000円	56,000円																																																																																															
5,000,000部を超える場合																																																																																																			
58,000円																																																																																																			
100部まで	500部まで	1,000部まで	1,500部まで	2,000部まで	2,500部まで																																																																																														
1,500円	1,600円	1,700円	1,800円	1,900円	2,000円																																																																																														
5,000部まで	10,000部まで	50,000部まで	100,000部まで	300,000部まで	500,000部まで																																																																																														
3,900円	7,000円	10,500円	13,000円	20,000円	21,000円																																																																																														
500,000部を超える場合																																																																																																			
21,500円																																																																																																			
10,000部まで	50,000部まで	100,000部まで	300,000部まで	500,000部まで	1,000,000部まで	1,000,000部を超える場合																																																																																													
5,100円	10,200円	13,600円	17,000円	25,500円	34,000円	51,000円																																																																																													
500部まで	1000部まで	1,500部まで	2,000部まで	2,500部まで	5,000部まで	10,000部まで	10,000部を超える場合																																																																																												
375円	750円	1,125円	1,500円	1,800円	3,750円	7,500円	10,500円																																																																																												
<p>2. 前項(1)①ただし書きの規定にかかわらず、ある著作物の占めるページ数が他の著作物の占めるページ数と著しく異なるなど特別の事情がある場合は、利用される著作物の占めるページ数に対するNexToneの管理する著作物の占めるページ数との比率により算出することができるものとします。</p> <p>3. 学術専門書・誌で発行部数が少数のものに著作物を利用する場合は、本規定により算出した金額から20%を限度として減額することができるものとします。</p> <p>4. 第1項の規定にかかわらず、商品化利用することを目的とするもの場合(ポストカード、ポスター、フライヤー、パネル、湯飲み茶碗、歌碑、手拭い、Tシャツなどを含みますがこれらに限られません。)の使用料の額は、委託者が定めるものとします。</p> <p>5. 外国の著作物の利用について、使用料を委託者がその都度指定することとしているときは、本条の規定にかかわらず、その額とします。</p>	<p>2. 前項(1)①ただし書き及び(3)①ただし書きの規定にかかわらず、ある著作物の占めるページ数が他の著作物の占めるページ数と著しく異なるなど特別の事情がある場合は、利用される著作物の占めるページ数に対するイーライセンスの管理する著作物の占めるページ数との比率により算出することができるものとします。</p> <p>3. 学術専門書・誌で発行部数が少数のものに著作物を利用する場合は、本規定により算出した金額から20%を限度として減額することができるものとします。</p> <p>4. 第1項の規定にかかわらず、コマーシャルに利用することを目的とするもの場合(雑誌広告、新聞広告、看板広告、車内広告、ラッピング広告、アドバルーン広告を含みますがこれらに限られません。)の使用料の額は、委託者が定めるものとします。</p> <p>5. 第1項の規定にかかわらず、商品化利用することを目的とするもの場合(ポストカード、ポスター、フライヤー、パネル、湯飲み茶碗、歌碑、手拭い、Tシャツなどを含みますがこれらに限られません。)の使用料の額は、委託者が定めるものとします。</p>	<p>新設</p>	<p>新第10条に移設</p> <p>外国作品における使用料徴収を行う為新設</p>																																																																																																

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

<p>第 14 条（貸与に関する利用許諾）</p> <p>1. 商業用レコード(以下レコード)の公衆への貸与に関する利用許諾の使用料は、以下に定める金額に、消費税相当額を加算した額とします。</p> <p>2. レコードを公衆に貸与することを業とする者が年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合</p> <p>(1) 一施設あたりの月額使用料は、基本使用料90,000円に、レコードの貸与による月間営業収入の2.5%の額を加算した額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。</p> <p>(2) 貸与による営業収入がない、または営業収入の報告ができない場合の一施設あたりの月額使用料は、月間貸与回数に36円を乗じて得た額または90,000円のいずれか多い額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。</p> <p>3. 第2項によらない場合</p> <p>(1) レコード1枚1回あたりの使用料は36円とします。</p> <p>(2) 著作物1曲1回あたりの使用料は5円とします。</p> <p>4. 著作物利用比率とは、そのレコードに含まれている、NexTone管理以外の著作物を含む全著作物数に対するNexToneの管理する著作物の数との比率をいいます。なお、5分以上の著作物については、5分を超えるごとに1曲を加算して、著作物を計算します。</p> <p>5. 貸与については、さらに以下の事項を定めるものとします。</p> <p>(1) 「営業収入」とは、レコードの貸与により得た収入の総額(消費税別。いずれの名義をもってするかを問いません。)をいいます。</p> <p>(2) 「月間貸与回数」とは、月の初日から末日までの間において貸与されたレコードの合計枚数をいいます。</p> <p>(3) 貸与するレコードを客の自宅等に配送するサービスで、年間の包括的利用許諾契約を締結するときは、当分の間、第2項(2)の規定を適用します。</p> <p>(4) 利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の定める使用料額の範囲内で決定します。</p>	<p>第 13 条（貸与に関する利用許諾）</p> <p>1. 商業用レコード(以下レコード)の公衆への貸与に関する利用許諾の使用料は、以下に定める金額に、消費税相当額を加算した額とします。</p> <p>2. レコードを公衆に貸与することを業とする者が年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合</p> <p>(1) 一施設あたりの月額使用料は、基本使用料90,000円に、レコードの貸与による月間営業収入の2.5%の額を加算した額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。</p> <p>(2) 貸与による営業収入がない、または営業収入の報告ができない場合の一施設あたりの月額使用料は、月間貸与回数に36円を乗じて得た額または90,000円のいずれか多い額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。</p> <p>3. 第2項によらない場合</p> <p>(1) レコード1枚1回あたりの使用料は36円とします。</p> <p>(2) 著作物1曲1回あたりの使用料は5円とします。</p> <p>4. 歌曲において楽曲に著作権がない場合またはその著作物がイーライセンスに管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6 / 12とします。また、歌曲において歌詞がイーライセンスに管理委託されていない場合も同様とします。</p> <p>5. 著作物利用比率とは、そのレコードに含まれている、イーライセンス管理以外の著作物を含む全著作物数に対するイーライセンスの管理する著作物の数との比率をいいます。なお、5分以上の著作物については、5分を超えるごとに1曲を加算して、著作物を計算します。</p> <p>6. 貸与については、さらに以下の事項を定めるものとします。</p> <p>(1) 「営業収入」とは、レコードの貸与により得た収入の総額(消費税別。いずれの名義をもってするかを問いません。)をいいます。</p> <p>(2) 「月間貸与回数」とは、月の初日から末日までの間において貸与されたレコードの合計枚数をいいます。</p> <p>(3) 貸与するレコードを客の自宅等に配送するサービスで、年間の包括的利用許諾契約を締結するときは、当分の間、第2項(2)の規定を適用します。</p> <p>(4) 利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の定める使用料額の範囲内で決定します。</p>	<p>新設</p>	<p>イーライセンス事業本部規程第13条4項については、実務上管理比率(徴収率)を加味せずに計算を行っており、実態と合わない為、削除</p> <p>その他変更なし</p>
<p>第 15 条（業務用通信カラオケに関する利用許諾）</p> <p>1. 業務用通信カラオケに関する利用許諾の使用料は、次の(1)および(2)によりそれぞれ算出した金額を合算して得た金額に、消費税相当額を加算した額とします。本条において、使用料には複製(ただし、映像とともに複製される場合を除きます。)および公衆送信に係るものを含むものとします。</p> <p>(1) 基本使用料</p> <p>① 基本使用料に関する包括的利用許諾契約を結ぶ場合 業務用通信カラオケ事業者が設定しているアクセスコード数(業務用通信カラオケにおいてそのリクエストのために1データごとに付与しているコードの総数をいい、使用料の算出にあたっては当該コード数に97%を乗じた数をいいます。)によって1か月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、下表より算出する額に利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。</p>	<p>変更なし</p>	<p>新設</p>	<p>変更なし</p>

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

アクセスコード数	月額使用料						
500 コードまで	50,000 円	変更なし	新設	変更なし			
1,000 コードまで	100,000 円						
2,000 コードまで	200,000 円						
3,000 コードまで	300,000 円						
4,000 コードまで	400,000 円						
5,000 コードまで	600,000 円						
6,000 コードまで	800,000 円						
7,000 コードまで	1,000,000 円						
8,000 コードまで	1,200,000 円						
9,000 コードまで	1,400,000 円						
10,000 コードまで	1,600,000 円						
12,000 コードまで	1,800,000 円						
14,000 コードまで	2,000,000 円						
16,000 コードまで	2,200,000 円						
18,000 コードまで	2,400,000 円						
20,000 コードまで	2,600,000 円						
20,000 コードを超える場合 2,000 コードまでを増すごとに加算する額	200,000 円						
<p>② ①によらない場合 カラオケ施設、社交場等の事業者が利用できる状態におかれている著作物の数によって1か月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、著作物1曲につき200円とします。</p>							
<p>(2) 利用単位使用料 ① 利用単位使用料に関する包括的利用許諾契約を結ぶ場合 サーバ、端末機械等(以下名称を問わず「受信装置」といいます。)1台につき1か月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、情報料を課すべき受信装置1台あたりの月間の情報料の10%の額または950円のいずれか多い額(情報料の14%の額が950円を下回る場合は、その額または650円のいずれか多い額)に利用者との協議の上定める率を乗じて得た額とします。 ② ①によらない場合 業務用通信カラオケ事業者が、カラオケ施設、社交場等の事業所に設置された受信装置へのアクセスコードの入力に応じ、演奏に供する著作物を1曲1回提供する(公衆送信であるか複製物によるかを問いません)ごとに定めるものとし、その使用料は、著作物1曲につき3円とします。</p> <p>2. 第1項に基づき算出された、月額基本使用料と月間の利用単位使用料の総額の合算額が50,000円を下回るときは、50,000円を当該月の使用料とします。 3. 第1項(2)①の規定の「情報料」とは、業務用通信カラオケを利用するにあたり受信先において通常支払うことが必要とされる受信等に伴う対価(消費税別。いずれの名義をもってするかを問いません。)をいいます。 4. 情報料が不明の場合は、業務用通信カラオケ事業者が得る受信装置1台当たりの情報料収入(いずれの名義をもってするかを問いません。)に170%を乗じた額を情報料とすることができるものとします。 5. 著作物の利用形態など特別の事情により本料率により難しい場合の使用料は、本料率の範囲内で、利用者との協議のうえ定めることができるものとします。</p>					変更なし	新設	変更なし

<p>第 17 条（上演形式による演奏に関する利用許諾） 1. オペラ、ミュージカル、バレエなど演劇的音楽著作物等の上演形式による演奏に関する利用許諾の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。 (1) 公演1回ごとの使用料は、次のとおりとします。 ① 入場料がある場合の使用料 以下算式により算出された使用料のうち、いずれか多い額とします。</p> <table border="1" data-bbox="273 359 914 489"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>算式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>総入場料算定基準額の5%の額に著作物利用率を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>定員数に5円を乗じて得た額に著作物利用率を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 入場料がない場合の使用料 以下算式により算出された使用料のうち、いずれか多い額とします。 なお、公演時間が2時間を超える場合の使用料は、30分までを超えるごとに、公演時間が「2時間まで」の場合の金額に、その25%の額を加算した額とします。</p> <table border="1" data-bbox="273 709 914 806"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>公演時間が2時間までの場合の算式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>定員数に4円を乗じて得た額に著作物利用率を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	項番	算式	1	総入場料算定基準額の5%の額に著作物利用率を乗じて得た額	2	定員数に5円を乗じて得た額に著作物利用率を乗じて得た額	3	2,500円	項番	公演時間が2時間までの場合の算式	1	定員数に4円を乗じて得た額に著作物利用率を乗じて得た額	2	2,000円	<p>変更なし</p>	<p>新設</p>	<p>変更なし</p>
項番	算式																
1	総入場料算定基準額の5%の額に著作物利用率を乗じて得た額																
2	定員数に5円を乗じて得た額に著作物利用率を乗じて得た額																
3	2,500円																
項番	公演時間が2時間までの場合の算式																
1	定員数に4円を乗じて得た額に著作物利用率を乗じて得た額																
2	2,000円																
<p>(2) 本項(1)によらない場合の使用料は、1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。 ① 利用時間が5分までの使用料は、次のとおりとします。 (ア) 入場料がある場合の使用料は、総入場料算定基準額の0.5%の額または(イ)に定める額のいずれか多い額とします。 (イ) 入場料がない場合の使用料は、下表のとおりとします。なお、定員が1,000名を超える場合の使用料は、500名までを超えるごとに、定員が「1,000名まで」の場合の金額に、200円を加算した額とします。</p> <table border="1" data-bbox="409 1224 742 1375"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>月額使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100名まで</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>500名まで</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>1,000名まで</td> <td>400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 利用時間が5分を超える場合の使用料は、5分までを超えるごとに、利用時間が「5分まで」の場合の金額に、その同額を加算した額とします。 2. 「著作物利用率」とは、使用される著作物の総数に対するNexToneの管理する著作物の数との比率をいいます。 3. 利用者から、当該演奏における全使用著作物数及びNexToneが管理する著作物の報告がされないまたは提出内容が不十分等、全体におけるNexToneが管理する著作物の比率が明確に算出できない場合は、当該比率についてはNexToneが合理的に定める率とします。</p>	定員	月額使用料	100名まで	250円	500名まで	300円	1,000名まで	400円	<p>変更なし</p>	<p>新設</p>	<p>変更なし</p>						
定員	月額使用料																
100名まで	250円																
500名まで	300円																
1,000名まで	400円																

<p>第 18 条（演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾） 1. 演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾の使用料は、次により算出された金額に、消費税相当額を加算した額とします。 (1) レビューショー、アイススケートショー、舞踊発表会等、音楽が重要な要素となる催物における演奏の場合 ① 催物の公演1回ごとの使用料は、次のとおりとします。 (ア) 入場料がある場合の使用料 以下算式により算出された使用料のうち、いずれか多い額とします。</p> <table border="1" data-bbox="278 394 893 516"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>算式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>総入場料算定基準額の4%の額に著作物利用率を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>定員数に4円を乗じて得た額に著作物利用率を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 入場料がない場合の使用料 以下算式により算出された使用料のうち、いずれか多い額とします。 なお、公演時間が2時間を超える場合の使用料は、30分までを超えるごとに、公演時間が「2時間まで」の場合の金額に、その25%の額を加算した額とします。</p> <table border="1" data-bbox="278 722 884 810"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>公演時間が2時間までの場合の算式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>定員数に3円20銭を乗じて得た額に著作物利用率を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1,600円</td> </tr> </tbody> </table>	項番	算式	1	総入場料算定基準額の4%の額に著作物利用率を乗じて得た額	2	定員数に4円を乗じて得た額に著作物利用率を乗じて得た額	3	2,000円	項番	公演時間が2時間までの場合の算式	1	定員数に3円20銭を乗じて得た額に著作物利用率を乗じて得た額	2	1,600円	<p>変更なし</p>	<p>新設</p>	<p>変更なし</p>
項番	算式																
1	総入場料算定基準額の4%の額に著作物利用率を乗じて得た額																
2	定員数に4円を乗じて得た額に著作物利用率を乗じて得た額																
3	2,000円																
項番	公演時間が2時間までの場合の算式																
1	定員数に3円20銭を乗じて得た額に著作物利用率を乗じて得た額																
2	1,600円																
<p>② 本項(1)①によらない場合の使用料は、1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。 (ア) 利用時間が5分までの使用料 (a) 入場料がある場合の使用料 総入場料算定基準額の0.4%の額または(b)に定める額のいずれか多い額とします。 (b) 入場料がない場合の使用料 下表のとおりとします。なお、定員が1,000名を超える場合の使用料は、500名までを超えるごとに、定員が「1,000名まで」の場合の金額に、160円を加算した額とします。</p> <table border="1" data-bbox="439 1213 724 1360"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>月額使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100名まで</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>500名まで</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>1,000名まで</td> <td>320円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 利用時間が5分を超える場合の使用料 5分までを超えるごとに、利用時間が「5分まで」の場合の金額に、その同額を加算した額とします。</p>	定員	月額使用料	100名まで	200円	500名まで	240円	1,000名まで	320円	<p>変更なし</p>	<p>新設</p>	<p>変更なし</p>						
定員	月額使用料																
100名まで	200円																
500名まで	240円																
1,000名まで	320円																

(2) 体操競技、フィギュアスケート、ダンス競技会等、演技に伴って音楽を用いる競技における演奏の場合
① 催物の公演1回の使用料は、次のとおりとします。
(ア) 公演時間が1時間以上2時間までの場合の使用料は、下表の額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。

定員 入場料	500名 まで	1,000名 まで	1,500名 まで	2,000名 まで	2,500名 まで	3,000名 まで	4,000名 まで	5,000名 まで	10,000名 まで	10,000名を 超える場合
無料	5,000円	7,000円	9,000円	11,000円	13,000円	15,000円	17,000円	19,000円	21,000円	5,000名までを超える ごとに、定額が10,000 名までの場合の金額 に、入場料の割合を乗 じて加算します。
500円まで	12,000円	16,000円	20,000円	24,000円	28,000円	32,000円	36,000円	40,000円	44,000円	
1,000円まで	16,000円	20,000円	24,000円	28,000円	32,000円	36,000円	40,000円	44,000円	48,000円	
1,000円を 超える場合	500円までを超えるごとに、入場料が「1,000円まで」の場合の金額に、4,000円を加算します。									

(イ) 公演時間が2時間を超える場合の使用料は、30分までを超えるごとに、公演時間が「1時間以上2時間まで」の場合の金額に、その25%の額を加算した額とします。
(ウ) 公演時間が1時間に満たない場合の使用料は、公演時間が「1時間以上2時間まで」の場合の金額の50%の額とします。
② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。
(ア) 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表の額とします。

定員 入場料	500名 まで	1,000名 まで	1,500名 まで	2,000名 まで	2,500名 まで	3,000名 まで	4,000名 まで	5,000名 まで	10,000名 まで	10,000名を 超える場合
無料	250円	350円	450円	550円	650円	750円	850円	950円	1,050円	5,000名までを超える ごとに、定額が 10,000名までの 場合の金額に、入場料 の割合を乗じて加算 します。
500円まで	600円	800円	1,000円	1,200円	1,400円	1,600円	1,800円	2,000円	2,200円	
1,000円まで	800円	1,000円	1,200円	1,400円	1,600円	1,800円	2,000円	2,200円	2,400円	
1,000円を 超える場合	500円までを超えるごとに、入場料が1,000円までの場合の金額に、200円を加算します。									

(イ) 利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料は、利用時間が「5分まで」の場合の金額の2倍の額とします。利用時間が10分を超える場合の使用料は、10分までを超えるごとに、利用時間が「5分を超え10分まで」の場合の金額に、その同額を加算した額とします。

(3) ファッションショー等の催物における演奏の場合
① 催物の公演1回の使用料は、次のとおりとします。
(ア) 公演時間が1時間以上2時間までの場合の使用料は、下表の額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。

定員 入場料	500名 まで	1,000名 まで	1,500名 まで	2,000名 まで	2,500名 まで	3,000名 まで	4,000名 まで	5,000名 まで	10,000名 まで	10,000名を 超える場合
無料	5,000円	7,000円	9,000円	11,000円	13,000円	15,000円	17,000円	19,000円	21,000円	5,000名までを超える ごとに、定額が 10,000名までの 場合の金額に、入場料 の割合を乗じて加算 します。
500円まで	12,000円	16,000円	20,000円	24,000円	28,000円	32,000円	36,000円	40,000円	44,000円	
1,000円まで	16,000円	20,000円	24,000円	28,000円	32,000円	36,000円	40,000円	44,000円	48,000円	
1,000円を 超える場合	500円までを超えるごとに、入場料が「1,000円まで」の場合の金額に、4,000円を加算します。									

(イ) 公演時間が2時間を超える場合の使用料は、30分までを超えるごとに、公演時間が「1時間以上2時間まで」の場合の金額に、その25%の額を加算した額とします。
(ウ) 公演時間が1時間に満たない場合の使用料は、公演時間が「1時間以上2時間まで」の場合の金額の50%額とします。

変更なし

新設

変更なし

変更なし

新設

変更なし

変更なし

新設

変更なし

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものと
し、その使用料は次のとおりとします。
(ア) 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表の額とします。

定員 入場料	500名 まで	1,000名 まで	1,500名 まで	2,000名 まで	2,500名 まで	3,000名 まで	4,000名 まで	5,000名 まで	10,000名 まで	10,000名を 超える場合
無料	250円	350円	450円	550円	650円	750円	850円	950円	1,050円	5,000名までを超える ごとに、定員が 10,000名までの場 合の金額に、入場料が 無料の場合は100円 を、有料の場合は200 円を、それぞれ加算し ます。
500円まで	600円	800円	1,000円	1,200円	1,400円	1,600円	1,800円	2,000円	2,200円	
1,000円まで	800円	1,000円	1,300円	1,400円	1,600円	1,800円	2,000円	2,200円	2,400円	
1,000円を 超える場合	500円までを超えるごとに、入場料が「1,000円まで」の場合の金額に、200円を加算しま す。									

変更なし

新設

変更なし

(イ) 利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料は、利用時間が
「5分まで」の場合の金額の2倍の額とします。利用時間が10分を超
える場合の使用料は、10分までを超えるごとに、利用時間が「5分を
超え10分まで」の場合の金額に、その同額を加算した額とします。

(4) 演劇、漫才、奇術、演芸その他の芸能の催物における演奏の場
合

① 催物の公演1回の使用料は、次のとおりとします。

(ア) 公演時間が1時間以上2時間までの場合の使用料は、下表の額
に著作物利用率を乗じて得た額とします。

定員 入場料	200名 まで	500名 まで	1,000名 まで	1,500名 まで	2,000名 まで	2,500名 まで	3,000名 まで	4,000名 まで	5,000名 まで	5,000名 を超える 場合
無料	1,200円	1,800円	2,400円	3,000円	3,600円	4,200円	4,800円	5,400円	6,000円	6,600円
500円まで	4,200円	5,400円	6,600円	7,800円	9,000円	10,200円	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円
1,000円まで	5,400円	6,600円	7,800円	9,000円	10,200円	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円	16,200円
1,000円を 超える場合	500円までを超えるごとに、入場料が「1,000円まで」の場合の金額に、1,200円を加算しま す。									

変更なし

新設

変更なし

(イ) 公演時間が2時間を超える場合の使用料は、30分までを超える
ごとに、公演時間が「1時間以上2時間まで」の場合の金額に、その
25%の額を加算した額とします。

(ウ) 公演時間が1時間に満たない場合の使用料は、公演時間が「1
時間以上2時間まで」の場合の金額の50%の額とします。

② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものと
し、その使用料は次のとおりとします。

(ア) 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表の額とします。

定員 入場料	200名 まで	500名 まで	1,000名 まで	1,500名 まで	2,000名 まで	2,500名 まで	3,000名 まで	4,000名 まで	5,000名 まで	5,000名 を超える 場合
無料	100円	150円	200円	250円	300円	350円	400円	450円	500円	550円
500円まで	350円	450円	550円	650円	750円	850円	950円	1,050円	1,150円	1,250円
1,000円まで	450円	550円	650円	750円	850円	950円	1,050円	1,150円	1,250円	1,350円
1,000円を 超える場合	500円までを超えるごとに、入場料が「1,000円まで」の場合の金額に、100円を加算しま す。									

変更なし

新設

変更なし

(イ) 利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料は、利用時間が
「5分まで」の場合の金額の2倍の額とします。

利用時間が10分を超える場合の使用料は、10分までを超えるごと
に、利用時間が「5分を超え10分まで」の場合の金額に、その同額を
加算した額とします。

<p>(5) 楽器店、レコード店、百貨店、スーパーマーケット等での宣伝のための催物における演奏の場合 ① 演奏場所1か所の使用料は、次のとおりとします。 (ア) 入場料等がない場合 (a) 1か月の使用料は、下表の額に著作物利用率を乗じて得た額とします。</p> <table border="1" data-bbox="261 331 934 394"> <tr> <td>1か月の 短演時間 まで</td> <td>30時間 まで</td> <td>45時間 まで</td> <td>60時間 まで</td> <td>75時間 まで</td> <td>90時間 まで</td> <td>105時間 まで</td> <td>120時間 まで</td> <td>135時間 まで</td> <td>150時間 まで</td> <td>150時間超 える場合</td> </tr> <tr> <td>使用料額</td> <td>27,000円</td> <td>41,000円</td> <td>54,000円</td> <td>68,000円</td> <td>81,000円</td> <td>95,000円</td> <td>108,000円</td> <td>122,000円</td> <td>135,000円</td> <td>162,000円</td> </tr> </table> <p>(b) 1日の使用料は、下表の額に著作物利用率を乗じて得た額とします。</p> <table border="1" data-bbox="261 499 934 562"> <tr> <td>1日の 短演時間 まで</td> <td>1時間 まで</td> <td>1時間30 分まで</td> <td>2時間 まで</td> <td>2時間30 分まで</td> <td>3時間 まで</td> <td>3時間30 分まで</td> <td>4時間 まで</td> <td>4時間30 分まで</td> <td>5時間 まで</td> <td>5時間超 える場合</td> </tr> <tr> <td>使用料額</td> <td>1,100円</td> <td>1,700円</td> <td>2,300円</td> <td>2,800円</td> <td>3,300円</td> <td>3,900円</td> <td>4,400円</td> <td>5,000円</td> <td>5,500円</td> <td>6,600円</td> </tr> </table> <p>(イ) 入場料等がある場合 催物の内容により、第16条(演奏会における演奏に関する利用許諾)または第18条(演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾)の他の規定を適用し、算定するものとします。</p>	1か月の 短演時間 まで	30時間 まで	45時間 まで	60時間 まで	75時間 まで	90時間 まで	105時間 まで	120時間 まで	135時間 まで	150時間 まで	150時間超 える場合	使用料額	27,000円	41,000円	54,000円	68,000円	81,000円	95,000円	108,000円	122,000円	135,000円	162,000円	1日の 短演時間 まで	1時間 まで	1時間30 分まで	2時間 まで	2時間30 分まで	3時間 まで	3時間30 分まで	4時間 まで	4時間30 分まで	5時間 まで	5時間超 える場合	使用料額	1,100円	1,700円	2,300円	2,800円	3,300円	3,900円	4,400円	5,000円	5,500円	6,600円	<p>変更なし</p>	<p>新設</p>	<p>変更なし</p>
1か月の 短演時間 まで	30時間 まで	45時間 まで	60時間 まで	75時間 まで	90時間 まで	105時間 まで	120時間 まで	135時間 まで	150時間 まで	150時間超 える場合																																					
使用料額	27,000円	41,000円	54,000円	68,000円	81,000円	95,000円	108,000円	122,000円	135,000円	162,000円																																					
1日の 短演時間 まで	1時間 まで	1時間30 分まで	2時間 まで	2時間30 分まで	3時間 まで	3時間30 分まで	4時間 まで	4時間30 分まで	5時間 まで	5時間超 える場合																																					
使用料額	1,100円	1,700円	2,300円	2,800円	3,300円	3,900円	4,400円	5,000円	5,500円	6,600円																																					
<p>② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。 (ア) 入場料等がない場合 (a) 利用時間が5分までの場合の使用料は、150円とします。 (b) 利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料は、300円とします。また、利用時間が、10分を超える場合の使用料は、10分までを超えるごとに、利用時間が「5分を超え10分まで」の場合の金額に、300円を加算した額とします。 (イ) 入場料等がある場合 催物の内容により、第15条(演奏会における演奏に関する利用許諾)または第17条(演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾)の他の規定を適用し、算定するものとします。</p>	<p>変更なし</p>	<p>新設</p>	<p>変更なし</p>																																												
<p>(6) 博覧会、展示会、動物園、遊園地その他これらに準ずる施設での催物における演奏の場合 ① 演奏場所1か所またはパレード1編成の使用料は、次のとおりとします。 (ア) 演奏場所への入場料等がない場合における、1か月及び1日の使用料は、下表の額に著作物利用率を乗じて得た額とします。</p> <table border="1" data-bbox="281 1417 914 1612"> <tr> <th>施設への入場料</th> <th>1か月の使用料額</th> <th>1日の使用料額</th> </tr> <tr> <td>無料</td> <td>12,000円</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>1,000円まで</td> <td>40,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>2,000円まで</td> <td>60,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>3,000円まで</td> <td>80,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>3,000円を超える場合</td> <td>100,000円</td> <td>7,500円</td> </tr> </table> <p>(イ) 演奏場所への入場料等がある場合 催物の内容により、第16条(演奏会における演奏に関する利用許諾)または第18条(演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾)の他の規定を適用し、算定するものとします。</p>	施設への入場料	1か月の使用料額	1日の使用料額	無料	12,000円	900円	1,000円まで	40,000円	3,000円	2,000円まで	60,000円	4,500円	3,000円まで	80,000円	6,000円	3,000円を超える場合	100,000円	7,500円	<p>変更なし</p>	<p>新設</p>	<p>変更なし</p>																										
施設への入場料	1か月の使用料額	1日の使用料額																																													
無料	12,000円	900円																																													
1,000円まで	40,000円	3,000円																																													
2,000円まで	60,000円	4,500円																																													
3,000円まで	80,000円	6,000円																																													
3,000円を超える場合	100,000円	7,500円																																													

② 本項(6)①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。
(ア) 演奏場所への入場料等がない場合
(a) 利用時間5分までの場合の使用料は、下表のとおりとします。

施設への入場料	使用料額
無料	120 円
1,000 円まで	400 円
2,000 円まで	600 円
3,000 円まで	800 円
3,000 円を超える場合	1,000 円

(b) 利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料は、利用時間が「5分まで」の場合の金額の2倍の額とします。また、利用時間が10分を超える場合の使用料は、10分までを超えるごとに、利用時間が「5分を超え10分まで」の場合の金額に、その同額を加算した額とします。

(イ) 演奏場所への入場料等がある場合
催物の内容により、第15条(演奏会における演奏に関する利用許諾)または第17条(演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾)の他の規定を適用し、算定するものとします。

(7) 野球、サッカー、バスケットボール、アメリカンフットボール、テニス、競馬等各種のスポーツの催物における演奏の場合
① 催物1日1回の使用料は、下表の額に著作物利用率を乗じて得た額とします。

定員 入場料	1,000名 まで	3,000名 まで	5,000名 まで	10,000名 まで	30,000名 まで	50,000名 まで	50,000名 を超える場合
無料	900 円	1,350 円	1,800 円	2,250 円	2,700 円	3,150 円	3,600 円
1,000円まで	3,000 円	4,500 円	6,000 円	7,500 円	9,000 円	10,500 円	13,500 円
3,000円まで	4,500 円	6,000 円	7,500 円	9,000 円	10,500 円	12,000 円	15,000 円
3,000円を 超える場合	6,000 円	7,500 円	9,000 円	10,500 円	12,000 円	13,500 円	16,500 円

② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。
(ア) 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表のとおりとします。

定員 入場料	1,000名 まで	3,000名 まで	5,000名 まで	10,000名 まで	30,000名 まで	50,000名 まで	50,000名 を超える場合
無料	120 円	180 円	240 円	300 円	360 円	420 円	480 円
1,000円まで	400 円	600 円	800 円	1,000 円	1,200 円	1,400 円	1,800 円
3,000円まで	600 円	800 円	1,000 円	1,200 円	1,400 円	1,600 円	2,000 円
3,000円を 超える場合	800 円	1,000 円	1,200 円	1,400 円	1,600 円	1,800 円	2,200 円

(イ) 利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料は、利用時間が「5分まで」の場合の金額の2倍の額とします。また、利用時間が10分を超える場合の使用料は、10分までを超えるごとに、利用時間が「5分を超え10分まで」の場合の金額に、その同額を加算した額とします。

変更なし

新設

変更なし

変更なし

新設

変更なし

(8) 航空機、船舶、鉄道、バス等各種の交通機関における演奏の場合
本条第1項(2)の規定の範囲内において、利用状況等を参酌して使用料を決定します。

(9) ディナーショーなどホテルの宴会場等の施設において、飲食を伴い、演劇、演芸、舞踊、歌謡ショーその他の芸能を客に見せ、または聞かせることを主たる目的とする催物における演奏の場合

① 催物1日1回(公演1回)あたりの使用料は、下表の額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。

座席数 標準 使用料	100席 まで	200席 まで	300席 まで	400席 まで	500席 まで	750席 まで	1,000席 まで	1,500席 まで	2,000席 まで	2,000席を 超える場合
5,000円まで	9,000円	14,000円	18,000円	23,000円	27,000円	36,000円	45,000円	63,000円	81,000円	99,000円
10,000円まで	11,000円	17,000円	22,000円	28,000円	33,000円	44,000円	54,000円	76,000円	98,000円	119,000円
15,000円まで	13,000円	20,000円	26,000円	33,000円	38,000円	51,000円	63,000円	89,000円	114,000円	139,000円
20,000円まで	15,000円	23,000円	29,000円	37,000円	44,000円	58,000円	72,000円	101,000円	130,000円	159,000円
20,000円を 超える場合	5,000円までを増すごとに、「20,000円まで」の場合の使用料に、「5,000円まで」の場合の使用料の20%の額を加算します。									

② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。

(ア) 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表のとおりとします。

座席数 標準 使用料	100席 まで	200席 まで	300席 まで	400席 まで	500席 まで	750席 まで	1,000席 まで	1,500席 まで	2,000席 まで	2,000席を 超える場合
5,000円まで	630円	950円	1,260円	1,580円	1,890円	2,520円	3,150円	4,410円	5,670円	6,930円
10,000円まで	760円	1,140円	1,520円	1,900円	2,270円	3,030円	3,780円	5,300円	6,810円	8,320円
15,000円まで	890円	1,330円	1,770円	2,220円	2,660円	3,530円	4,410円	6,180円	7,940円	9,710円
20,000円まで	1,010円	1,520円	2,020円	2,530円	3,030円	4,040円	5,040円	7,060円	9,080円	11,090円
20,000円を 超える場合 5,000円まで を増すごとに 加算する額	130円	190円	260円	320円	380円	510円	630円	890円	1,140円	1,390円

(イ) (ア)にかかわらず、レコード演奏が行われる場合、利用時間5分までの使用料は、下表のとおりとします。

座席数 標準 使用料	100席 まで	200席 まで	300席 まで	400席 まで	500席 まで	750席 まで	1,000席 まで	1,500席 まで	2,000席 まで	2,000席を 超える場合
5,000円まで	290円	390円	520円	650円	780円	1,040円	1,300円	1,820円	2,340円	2,860円
10,000円まで	320円	470円	630円	780円	940円	1,250円	1,560円	2,190円	2,810円	3,440円
15,000円まで	370円	550円	730円	910円	1,100円	1,460円	1,820円	2,560円	3,280円	4,010円
20,000円まで	420円	630円	840円	1,040円	1,250円	1,670円	2,080円	2,920円	3,750円	4,580円
20,000円を 超える場合 5,000円まで を増すごとに 加算する額	60円	80円	110円	130円	160円	210円	260円	370円	470円	580円

(ウ) 利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料は、利用時間が「5分まで」の場合の金額の2倍の額とします。また、利用時間が10分を超える場合の使用料は、10分までを超えるごとに、利用時間が「5分を超え10分まで」の場合の金額に、その同額を加算した額とします。

変更なし

新設

変更なし

変更なし

新設

変更なし

(10) ダンスパーティなどダンスをさせることを主たる目的とする催物における演奏の場合
① 催物1日1回あたりの使用料は、下表の額に著作物利用率を乗じて得た額とします。

面積 標準 単位料金	60㎡ まで	120㎡ まで	180㎡ まで	240㎡ まで	300㎡ まで	450㎡ まで	600㎡ まで	750㎡ まで	900㎡ まで	900㎡ を超え る場合
1,000円まで	5,400円	8,100円	10,800円	13,500円	16,200円	21,600円	27,000円	32,400円	37,800円	54,000円
2,000円まで	6,500円	9,800円	13,000円	16,200円	19,500円	26,000円	32,400円	38,900円	45,400円	64,800円
3,000円まで	7,600円	11,400円	15,200円	18,900円	22,700円	30,300円	37,800円	45,400円	53,000円	75,600円
3,000円を超 える場合	1,000円までを増すごとに、「3,000円まで」の場合の使用料に、「1,000円まで」の場合の使用料の20%の額を加算します。									

② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。
(ア) 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表のとおりとします。

面積 標準 単位料金	60㎡ まで	120㎡ まで	180㎡ まで	240㎡ まで	300㎡ まで	450㎡ まで	600㎡ まで	750㎡ まで	900㎡ まで	900㎡ を超え る場合
1,000円まで	360円	540円	720円	900円	1,080円	1,440円	1,800円	2,160円	2,520円	3,600円
2,000円まで	440円	660円	870円	1,080円	1,300円	1,730円	2,160円	2,600円	3,030円	4,320円
3,000円まで	510円	760円	1,010円	1,260円	1,510円	2,050円	2,530円	3,000円	3,530円	5,040円
3,000円を 超える場合1,000 円までを増すごと に加算する額	80円	110円	150円	180円	220円	290円	360円	440円	510円	720円

(イ) (ア)にかかわらず、レコード演奏が行われる場合、利用時間5分までの使用料は、下表のとおりとします。

面積 標準 単位料金	60㎡ まで	120㎡ まで	180㎡ まで	240㎡ まで	300㎡ まで	450㎡ まで	600㎡ まで	750㎡ まで	900㎡ まで	900㎡ を超え る場合
1,000円まで	150円	230円	300円	380円	450円	600円	750円	900円	1,050円	1,500円
2,000円まで	180円	280円	360円	460円	540円	720円	900円	1,080円	1,260円	1,800円
3,000円まで	210円	330円	420円	540円	630円	840円	1,050円	1,260円	1,470円	2,100円
3,000円を 超える場合 1,000円まで を増すごとに 加算する額	30円	50円	60円	80円	90円	120円	150円	180円	210円	300円

(ウ) 利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料は、利用時間が「5分まで」の場合の金額の2倍の額とします。また、利用時間が10分を超える場合の使用料は、10分までを超えるごとに、利用時間が「5分を超え10分まで」の場合の金額に、その同額を加算した額とします。

(11) その他の演奏の場合

第1項(1)ないし(10)以外の演奏の場合は、第1項(2)の規定の範囲内において、利用状況等を参酌して使用料を決定します。

2. 「著作物利用率」とは、使用される著作物の総数に対するNexToneの管理する著作物の数との比率をいいます。

3. 利用者から、当該演奏における全使用著作物数及びNexToneが管理する著作物の報告がされないまたは提出内容が不十分等、全体におけるNexToneが管理する著作物の比率が明確に算出できない場合は、当該比率についてはNexToneが合理的に定める率とします。

変更なし

新設

変更なし

変更なし

新設

変更なし

【第16条(演奏会における演奏に関する利用許諾)、第17条(上演形式による演奏に関する利用許諾)、第18条(演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾)の備考】

- (1)「定員」とは、演奏会等が開催される会場あるいは場所に設備されている座席等の総数をいい、次により算出した数の合計数とします。
- (ア) 1人掛けの椅子席については設備されている数
 (イ) 2人掛け以上の長椅子式の椅子席については、当該椅子席の正面巾を0.5mで除して得た数
 (ウ) 椅子席以外の座席については、当該部分の面積を1.5㎡で除して得た数
 (エ) 立見席や野外会場等、座席が設備されていない客席については、主催者があらかじめ設定した数。これにより難しい場合は、官公署等に届け出た数
- (2) 第18条(演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾)
 (10)の規定を適用する場合において、面積とは、主としてダンスをするために設けられた場所の面積をいいます。
- (3)「入場料」とは、演奏会等の主催者が、いずれの名義であっても、入場者から音楽の著作物の提示について受ける対価(消費税別。以下同じ。)をいいます。この対価に等級区分がある場合は、その算術平均額を入場料とします。会費制等により当該演奏会等における入場料額が特定できない場合は、年間会費を演奏会等の回数で除す等して入場料相当額を算出するものとします。
- (4) 総入場料算定基準額は、次により算出するものとします。
- ① 入場料に定員数を乗じて得た額の80%の額とします。ただし、平成30年3月31日までの間、下表のとおりとします。

規定	期間	入場料に定員数を乗じて得た額	総入場料算定基準額
第16条(演奏会における演奏に関する利用許諾)および第17条(上演形式による演奏に関する利用許諾)	平成30年3月31日まで	800万円まで	入場料に定員数を乗じて得た額の80%の額
		800万円を超える場合	800万円を超える額の50%の額に640万円を加算した額
		3,000万円を超える場合	3,000万円を超える額の20%の額に1,740万円を加算した額
第18条(演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾)第1項(1)	平成30年3月31日まで	400万円まで	入場料に定員数を乗じて得た額の80%の額
		400万円を超える場合	400万円を超える額の40%の額に320万円を加算した額
		800万円を超える場合	800万円を超える額の15%の額に480万円を加算した額

② ①にかかわらず、第15条または第17条第1項(1)の規定を適用する場合において、演奏会等を継続して開催する利用者等で、年間の包括的利用許諾契約を締結するときは、入場料に定員数を乗じて得た額の50%の額とします。ただし、平成30年3月31日までの間、下表のとおりとします。

規定	期間	入場料に定員数を乗じて得た額	総入場料算定基準額
第16条(演奏会における演奏に関する利用許諾)	平成30年3月31日まで	800万円まで	入場料に定員数を乗じて得た額の50%の額
		800万円を超える場合	800万円を超える額の35%の額に400万円を加算した額
		3,000万円を超える場合	3,000万円を超える額の15%の額に1,170万円を加算した額
第18条(演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾)(1)	平成30年3月31日まで	400万円まで	入場料に定員数を乗じて得た額の50%の額
		400万円を超える場合	400万円を超える額の25%の額に200万円を加算した額
		800万円を超える場合	800万円を超える額の10%の額に300万円を加算した額

変更なし

新設

変更なし

変更なし

新設

変更なし

<p>(5) 第18条(演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾)第1項(9)もしくは(10)の規定を適用する場合において、標準単位料金とは、客1人あたりにつき通常支払うことを必要とされる税引き後の料金相当額(いずれの名義をもってするかを問いません。)をいい、その基準についてはそれぞれ次のとおりとし、各項目は加算するものとします。</p> <table border="1" data-bbox="278 342 893 491"> <tr> <td data-bbox="278 342 537 453">第18条第1項(9)を適用する場合</td> <td data-bbox="537 342 893 453">飲み物代金+料理代金+サービス料+ テーブルチャージまたは席料+ショーチャージ 定額料金+ (飲食代金に種別がなく、1種類の定額である場合の標準単位料金は、その額とします。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="278 453 537 491">第18条第1項(10)を適用する場合</td> <td data-bbox="537 453 893 491">平均入場料+ (飲み物付きまたは飲食物付きを含みます。)</td> </tr> </table> <p>(6) 第18条(演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾)の規定を適用する場合において、同条第1項(1)、(9)及び(10)を除く、(2)から(8)及び(11)については、適法に録音された録音物による著作物の演奏(以下「レコード演奏」といいます。)が行われる場合の使用料を、当分の間、適用される規定に定める演奏の使用料の50%の額とします。</p> <p>(7) 第18条(演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾)第1項(1)①(ア)の規定の4%は、平成30年3月31日までは3.5%と読み替えるものとします。</p> <p>(8) 第18条(演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾)(1)①(ア)(a)の規定の0.4%は、平成30年3月31日までは0.35%と読み替えるものとします。</p>	第18条第1項(9)を適用する場合	飲み物代金+料理代金+サービス料+ テーブルチャージまたは席料+ショーチャージ 定額料金+ (飲食代金に種別がなく、1種類の定額である場合の標準単位料金は、その額とします。)	第18条第1項(10)を適用する場合	平均入場料+ (飲み物付きまたは飲食物付きを含みます。)	<p>変更なし</p>	<p>新設</p>	<p>変更なし</p>
第18条第1項(9)を適用する場合	飲み物代金+料理代金+サービス料+ テーブルチャージまたは席料+ショーチャージ 定額料金+ (飲食代金に種別がなく、1種類の定額である場合の標準単位料金は、その額とします。)						
第18条第1項(10)を適用する場合	平均入場料+ (飲み物付きまたは飲食物付きを含みます。)						
<p>(9) 同一の演奏場所における一の演奏会等において、第16条(演奏会における演奏に関する利用許諾)及び第18条(演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾)の規定に定める各種の演奏が併演される場合の使用料は、それぞれに適用される規定により算出した使用料を合算した額の範囲内で、その利用状況等を参酌して定めるものとします。</p> <p>(10) 同一の演奏場所における一の演奏会等において、第17条(演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾)の規定を適用する場合で、かつ、生演奏、レコード演奏等が併演される場合の使用料は、(1)、(9)及び(10)を除く、(2)から(8)及び(11)については、適用される規定の範囲内で、その利用状況等を参酌して定めるものとします。</p>	<p>変更なし</p>	<p>新設</p>	<p>変更なし</p>				

第 19 条 (ダンス教授所における演奏等に関する利用許諾)
1. ダンス教授所など客にダンスを教授することを主たる目的とし、設備を設け客にダンスをさせる営業を行う施設において、当該営業とともに著作物を演奏等する場合の利用許諾の使用料は、原則として1演奏場所または1上映場所を単位とし、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。
(1) 月額使用料は、下表の額に著作物利用率を乗じて得た額とします。

① 社交ダンス教授所の場合

ダンス教師の数	30 分間の教授料 (消費税別。以下同じ。)	月額使用料	30 分間の教授料 が 3,000 円を超える 場合
1 人～3 人	1,000 円まで	3,000 円	1,000 円までを 超えるごとに、 「3,000 円まで」 の場合の使用料 に、「1,000 円ま で」の場合の使用 料の 50%の額を 加算します。
	2,000 円まで	4,500 円	
	3,000 円まで	6,000 円	
4 人～6 人	1,000 円まで	5,000 円	
	2,000 円まで	7,500 円	
	3,000 円まで	10,000 円	
7 人～9 人	1,000 円まで	7,000 円	
	2,000 円まで	10,500 円	
	3,000 円まで	14,000 円	
10 人～12 人	1,000 円まで	10,000 円	
	2,000 円まで	15,000 円	
	3,000 円まで	20,000 円	
12 人を超える場合	ダンス教師の数が 3 人までを超えるごとに、「10 人～12 人」の場合の使用料に、「1 人～3 人」の場合の使用料を加算します。		

変更なし

新設

変更なし

② 社交ダンス教授所以外のダンス教室などの教授所の場合

面積	30 分間の教授料	月額使用料	30 分間の教授料 が 3,000 円を超える 場合
60㎡まで	1,000 円まで	6,000 円	1,000 円までを 超えるごとに、 「3,000 円まで」 の場合の使用料 に、「1,000 円ま で」の場合の使用 料の 20%の額を 加算します。
	2,000 円まで	8,000 円	
	3,000 円まで	9,000 円	
120㎡まで	1,000 円まで	9,000 円	
	2,000 円まで	11,000 円	
	3,000 円まで	13,000 円	
180㎡まで	1,000 円まで	12,000 円	
	2,000 円まで	15,000 円	
	3,000 円まで	17,000 円	
240㎡まで	1,000 円まで	15,000 円	
	2,000 円まで	18,000 円	
	3,000 円まで	21,000 円	
300㎡まで	1,000 円まで	18,000 円	
	2,000 円まで	22,000 円	
	3,000 円まで	26,000 円	
300㎡を超え900㎡ までの場合	150㎡までを増すごとに、「300㎡まで」の場合の使用料に、「60㎡まで」の場合の使用料を加算		
900㎡を超える場合	900㎡までの場合の使用料に、「300㎡まで」の場合の使用料を加算します。		

変更なし

新設

変更なし

(2) (1)によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。

① 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表のとおりとします。

面積	30 分間の 教授料				
	5,000 円まで	10,000 円まで	15,000 円まで	20,000 円まで	20,000 円を超える場 合5,000 円までを増 すことによる額
60 ㎡まで	90 円	110 円	130 円	150 円	20 円
120 ㎡まで	140 円	170 円	200 円	230 円	30 円
180 ㎡まで	180 円	220 円	260 円	290 円	40 円
240 ㎡まで	230 円	280 円	330 円	370 円	50 円
300 ㎡まで	270 円	330 円	380 円	440 円	60 円
450 ㎡まで	360 円	440 円	510 円	580 円	80 円
600 ㎡まで	450 円	540 円	630 円	720 円	90 円
750 ㎡まで	540 円	650 円	760 円	870 円	110 円
900 ㎡まで	630 円	760 円	890 円	1,010 円	130 円
1,125 ㎡まで	720 円	870 円	1,010 円	1,160 円	150 円
1,500 ㎡まで	900 円	1,080 円	1,260 円	1,440 円	180 円
2,250 ㎡まで	1,260 円	1,520 円	1,770 円	2,020 円	260 円
3,000 ㎡まで	1,620 円	1,950 円	2,270 円	2,600 円	330 円
3,000 ㎡までを 超える場合	1,980 円	2,380 円	2,780 円	3,170 円	400 円

② ①にかかわらず、適法に録音された録音物により著作物の演奏が行われる場合、利用時間5分までの使用料は、下表のとおりとします。

30分間の 教授料	5,000円まで	10,000円まで	15,000円まで	20,000円まで	25,000円を超える場 合5,000円までを増 すことに加算する額
面積					
60㎡まで	40円	50円	60円	70円	10円
120㎡まで	60円	80円	90円	100円	20円
180㎡まで	80円	100円	120円	130円	20円
240㎡まで	90円	120円	140円	150円	20円
300㎡まで	110円	140円	160円	180円	30円
450㎡まで	150円	180円	210円	240円	30円
600㎡まで	180円	220円	260円	290円	40円
750㎡まで	220円	270円	310円	360円	50円
900㎡まで	260円	320円	370円	420円	60円
1,125㎡まで	290円	350円	410円	470円	60円
1,500㎡まで	360円	440円	510円	580円	80円
2,250㎡まで	510円	620円	720円	820円	110円
3,000㎡まで	650円	780円	910円	1,040円	130円
3,000㎡までを 超える場合	800円	960円	1,120円	1,280円	160円

③ ①にかかわらず、ビデオグラムの上映が行われる場合、利用時間5分までの使用料は、①の使用料の60%の額とします。

④ 1曲1回の利用時間が5分を超える場合の使用料は、5分を超えるごとに、利用時間が「5分まで」の場合の金額に、その同額を加算した額とします。

2. ダンス教室等における演奏等については、さらに以下の事項を定めるものとします。

- (1) 「ダンス教師の数」とは、当該施設において対価(名目のいかんを問いません。)を得てダンスを教授する者の総数をいいます。
- (2) 本項(1)に該当する者で、1日の勤務時間を問わず週4日以上勤務をする者についてはその人数を1人と、週3日以内勤務をする者については0.5人とし、それぞれを合算した人数をダンス教師の数とします。なお、1人に満たない端数が出た場合は、切り上げとします。

(3) 「面積」とは、主としてダンスをするために設けられた場所の面積をいいます。

(4) 「30分間の教授料」とは、名義を問わず、客がダンスのレッスンを受けるために支払うもの(消費税別)で、1教程に支払う対価を30分の割合にした料金をいいます。なお、この料金に等級区分がある場合は、その算術平均額とします。

3. 「著作物利用率」とは、使用される著作物の総数に対するNexToneの管理する著作物の数との比率をいいます。

4. 利用者から、当該演奏における全使用著作物数及びNexToneが管理する著作物の報告がされないまたは提出内容が不十分等、全体におけるNexToneが管理する著作物の比率が明確に算出できない場合は、当該比率についてはNexToneが合理的に定める率とします。

変更なし

新設

変更なし

変更なし

新設

変更なし

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

<p>第20条(ビデオグラムの上映に関する利用許諾) 1. ビデオグラムにより著作物を上映する場合の利用許諾の使用料は、第17条(上演形式による演奏に関する利用許諾)ないし第19条(ダンス教授所における演奏等に関する利用許諾)の規定に定めるほか、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。 (1) 電気通信設備を用いて行う上映 CCTV(閉回路テレビ)等電気通信設備を用いて著作物を上映する場合の使用料は、次のとおりとします。 ① 旅館、ホテルなどの宿泊施設において著作物を利用する場合の年額使用料は、前年度における営業収入(利用料、広告料など当該設備の利用に伴う収入(消費税別)をいいます。)の1%に著作物利用比率を乗じて得た額とします。当該算定が困難な場合の使用料は、受像機1台あたり月額100円に著作物利用比率を乗じて得た額とします。 ② 百貨店、博覧会場など①以外の施設において著作物を利用する場合の使用料は、受像機1台あたり月額2,000円に著作物利用比率を乗じて得た額とします。 (2) その他の上映 (1)以外の場合の上映使用料は、第21条(映画上映に関する利用許諾)第1項(1)の規定に定める使用料を適用します。</p>	<p>変更なし</p>	<p>新設</p>	<p>変更なし</p>
<p>2. ビデオグラムの上映については、さらに以下の事項を定めるものとします。 (1) 「ビデオグラム」とは、第6条(ビデオグラムに関する利用許諾)の規定により著作物を録音したものをいいます。 (2) 第1項(1)①の規定の年度区分は、4月から翌年3月までとします。 (3) 第1項(1)②の規定において、同一上映場所に多数の受像機があるなど特別の事情がある場合の使用料は、第1項(1)②の規定の範囲内で、その利用状況等を参酌して定めるものとします。 (4) 第1項(2)の規定で準用する第21条(映画上映に関する利用許諾)(1)の規定に定める使用料の適用にあたっては、次のとおりとします。 ① 入場料が300円以上の場合の使用料は、150円を超えるごとに、同規定表中の「300円以上」の場合の使用料に、同表中の「300円以上」の場合の使用料と「300円未満」の場合の使用料の差額を加算して得た額とします。 ② 上映場所に定員数のない場合は、その定員を「500名未満」とみなします。また上映場所に入場料がない場合は、その入場料を「150円未満」とみなします。 (5) 第1項(2)の場合の上映で、かつ、包括的利用許諾契約を結ぶ場合の月額使用料は、第1項(2)の規定を適用して算出した月間使用料の範囲内で、月間の上映回数、上映の態様など利用状況等を参酌して定めるものとします。 3. 「著作物利用比率」とは、使用される著作物の総数に対するNexToneの管理する著作物の数との比率をいいます。 4. 利用者から、当該演奏における全使用著作物数及びNexToneが管理する著作物の報告がされないまたは提出内容が不十分等、全体におけるNexToneが管理する著作物の比率が明確に算出できない場合は、当該比率についてはNexToneが合理的に定める率とします。</p>	<p>変更なし</p>	<p>新設</p>	<p>変更なし</p>

第 21 条 (映画上映に関する利用許諾)

1. 映画により著作物を上映する場合の利用許諾の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。
(1) 映画1本上映1回について、下表のとおりとします。(ただし、(2)、(3)または(4)による場合は除きます。)

定員数	類別		一般娯楽	その他
	入場料			
500名未満	150円未満		400円	120円
	300円未満		600円	180円
	300円以上		800円	240円
1,000名未満	150円未満		600円	180円
	300円未満		800円	240円
	300円以上		1,200円	360円
1,500名未満	150円未満		800円	240円
	300円未満		1,200円	360円
	300円以上		1,600円	480円
1,500名以上	150円未満		1,200円	360円
	300円未満		1,600円	480円
	300円以上		2,000円	600円

(2) 映画上映者が月間契約を締結する場合の映画の上映使用料は下表のとおりとします。ただし、上映時間が月間150時間未満の場合は下表の金額の50%、月間50時間未満の場合は下表の金額の25%とし、(3)により契約の締結された映画及び(4)に掲げる連合会の会員たる組合の組合員の場合、(4)により契約の締結された映画の上映時間はこの上映時間に算入しないものとします。

定員数	入場料	定員1名あたりの月間上映使用料			
		新映画(ニュース映画、文化映画を併映する場合を含みます。)	ニュース映画だけを上映する場合	文化映画だけを上映する場合	ニュース映画と文化映画とだけを上映する場合
500名未満	150円未満	4円	0.4円	1.2円	0.8円
	300円未満	6円	0.6円	1.8円	1.2円
	300円以上	8円	0.8円	2.4円	1.6円
1,000名未満	150円未満	6円	0.6円	1.8円	1.2円
	300円未満	8円	0.8円	2.4円	1.6円
	300円以上	12円	1.2円	3.6円	2.4円
1,500名未満	150円未満	8円	0.8円	2.4円	1.6円
	300円未満	12円	1.2円	3.6円	2.4円
	300円以上	16円	1.6円	4.8円	3.2円
1,500名以上	150円未満	12円	1.2円	3.6円	2.4円
	300円未満	16円	1.6円	4.8円	3.2円
	300円以上	20円	2.0円	6.0円	4.0円

(3) 製作者または配給業者が映画の上映について契約を締結する場合の当該映画の上映使用料は、プリント1本につき下表のとおりとします。

① 著作物を映画に利用する場合の著作物1曲の使用料

利用時間	類別	一般娯楽	その他
1分まで		2,500円	1,000円
1分を超え5分まで		10,000円	4,000円
5分を超え10分まで		15,000円	6,000円
10分を超え20分まで		20,000円	8,000円
20分を超える場合		10分までを増すごとに、「10分を超え20分まで」の場合の使用料に、「1分を超え5分まで」の場合の額の50%を加算します。	

② 著作物をイベント収録に利用する場合の著作物1曲の使用料

利用時間	類別	イベント収録	
		演奏会	演奏会以外
1分まで		3,500円	2,500円
1分を超え5分まで		14,000円	10,000円
5分を超え10分まで		21,000円	15,000円
10分を超え20分まで		28,000円	20,000円
20分を超える場合		10分までを増すごとに、「10分を超え20分まで」の場合の使用料に、「1分を超え5分まで」の場合の額の50%を加算します。	

(4) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第53条により組織された興行場営業に係る生活衛生同業組合連合会(以下「連合会」といいます。)が、会員たる組合の組合員のための映画の上映について契約を締結する場合の当該映画の上映使用料は、プリント1本につき本項(3)の各表の範囲内において、連合会と協議のうえ定めるものとします。

変更なし

新設

変更なし

変更なし

新設

変更なし

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

<p>2. 映画上映については、さらに以下の事項を定めるものとします。</p> <p>(1)「映画」とは、映画館その他の場所において公に映写する目的で、記録媒体にかかわらず、映像を連続して固定したものをいいます。</p> <p>(2)「一般娯楽」とは、主として映画興行に供する目的で製作される映画をいい、映像の種別や内容を問いません。ただし、本項第3号に定めるイベント収録は除きます。なお、これに該当しない場合は「その他」とします。</p> <p>(3)「イベント収録」とは、主として映画興行に供する目的で製作される映画のうち、コンサート、オペラ、バレエ、ミュージカル、レビューショー、演劇などの催物等において利用される音楽著作物を、当該催物等とともに収録するものをいい、その内容により「演奏会」と「演奏会以外」に区分します。</p> <p>(4)「上映」とは、映画をスクリーンに映写することをいい、ラジオ放送及びテレビジョン放送を含みません。</p> <p>(5) 上映における広告映画及び総上映時間60分未満の漫画映画は映画の類別中の文化映画に含むものとします。</p> <p>(6) 第1項(1)及び(2)の「入場料」とは、大人の普通入場料金(消費税別。全席指定席の場合は、その最低料金とします。)をいいます。</p> <p>(7)「著作物利用比率」とは、使用される著作物の総数に対するNexToneの管理する著作物の数との比率をいいます。</p> <p>(8) 第1項(1)の規定の適用にあたり、入場料が300円以上の場合の使用料は、150円を超えるごとに、同規定表中の「300円以上」の場合の使用料に、定員数「500名未満」の区分においては、「150円未満」の額の50%を加算して得た額、定員数「1,000名未満」以降の区分においては、「500名未満」の区分における「150円未満」の額を、それぞれ加算して得た額とします。</p>	<p>変更なし</p>	<p>新設</p>	<p>変更なし</p>
<p>(9) 第1項(1)及び(2)の規定の適用にあたり、定員数の定めがない場合は入場者実数を定員数とし、入場料のない場合は各料金表の定員数別の最低額を上映使用料とします。</p> <p>(10) 映画の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本条規定の率または額の範囲内で決定します。</p> <p>3. 利用者から、当該上映における全使用著作物数及びNexToneが管理する著作物の報告がされないまたは提出内容が不十分等、全体におけるNexToneが管理する著作物の比率が明確に算出できない場合は、当該比率についてはNexToneが合理的に定める率とします。</p>	<p>変更なし</p>	<p>新設</p>	<p>変更なし</p>

<p>第 22 条 (BGMに関する利用許諾)</p> <p>1. 有線放送等により公衆送信される著作物を受信装置を用いて公に伝達し、または適法に録音された録音物による演奏により、著作物を背景音楽(BGM)として利用する場合の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。</p> <p>(1) 1施設における使用料は下表の額に著作物利用率を乗じて得た額とします。</p> <p>① 一般の店舗等の場合</p> <table border="1" data-bbox="299 394 706 604"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>店舗等の面積</th> <th>年額使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>500 ㎡まで</td> <td>6,000 円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1,000 ㎡まで</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3,000 ㎡まで</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>6,000 ㎡まで</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>9,000 ㎡まで</td> <td>40,000 円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>9,000 ㎡を超える場合</td> <td>50,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 宿泊施設の場合</p> <table border="1" data-bbox="299 680 706 890"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>宿泊定員</th> <th>年額使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>100 人まで</td> <td>6,000 円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>200 人まで</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>300 人まで</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>400 人まで</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>500 人まで</td> <td>40,000 円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>500 人を超える場合</td> <td>50,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	店舗等の面積	年額使用料	1	500 ㎡まで	6,000 円	2	1,000 ㎡まで	10,000 円	3	3,000 ㎡まで	20,000 円	4	6,000 ㎡まで	30,000 円	5	9,000 ㎡まで	40,000 円	6	9,000 ㎡を超える場合	50,000 円	区分	宿泊定員	年額使用料	1	100 人まで	6,000 円	2	200 人まで	10,000 円	3	300 人まで	20,000 円	4	400 人まで	30,000 円	5	500 人まで	40,000 円	6	500 人を超える場合	50,000 円	<p>変更なし</p>	<p>新設</p>	<p>変更なし</p>
区分	店舗等の面積	年額使用料																																											
1	500 ㎡まで	6,000 円																																											
2	1,000 ㎡まで	10,000 円																																											
3	3,000 ㎡まで	20,000 円																																											
4	6,000 ㎡まで	30,000 円																																											
5	9,000 ㎡まで	40,000 円																																											
6	9,000 ㎡を超える場合	50,000 円																																											
区分	宿泊定員	年額使用料																																											
1	100 人まで	6,000 円																																											
2	200 人まで	10,000 円																																											
3	300 人まで	20,000 円																																											
4	400 人まで	30,000 円																																											
5	500 人まで	40,000 円																																											
6	500 人を超える場合	50,000 円																																											
<p>(2) 音源提供事業者が包括的に契約をする場合の使用料 本項(1)の規定にかかわらず、有線放送等を行う事業者、録音物の製作・貸出を行う事業者等、背景音楽(BGM)の音源提供事業者が、自己の顧客であるすべての音源提供先事業者のために、包括的利用許諾契約を結ぶ場合の使用料は、当該音源提供事業者の前年度の営業収入(消費税別)の1%に著作物利用率を乗じて得た額とします。</p> <p>2. BGMについては、さらに以下の事項を定めるものとします。</p> <p>(1)「営業収入」とは、聴取料、放送料などいずれの名義をもってするかを問わず、音源提供事業者が音源を提供することにより得る収入をいいます。</p> <p>(2) 福祉、医療もしくは教育機関での利用、事務所・工場等での主として従業員のみを対象とした利用または露店等での短時間かつ軽微な利用であって、著作権法第38条第1項の規定の適用を受けない利用については、当分の間、使用料を免除します。</p> <p>(3)「著作物利用率」とは、使用される著作物の総数に対するNexToneの管理する著作物の数との比率をいいます。</p> <p>3. 利用者から、当該BGM利用における全使用著作物数及びNexToneが管理する著作物の報告がされないまたは提出内容が不十分等、全体におけるNexToneが管理する著作物の比率が明確に算出できない場合は、当該比率についてはNexToneが合理的に定める率とします。</p>	<p>変更なし</p>	<p>新設</p>	<p>変更なし</p>																																										
<p>第 23 条 (使用料規程が適用できない場合)</p> <p>本規程の第1条ないし第22条の規定を適用することができない利用方法により著作物を利用する場合は、著作物の利用の目的およびその他の事情に応じて利用者と協議のうえ、その使用料の額または率を定めることができるものとします。</p> <p>附則 本規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して30日を経た日以降(2017年4月1日)から実施します。</p> <p>以上</p>	<p>第 22 条 (使用料規程が適用できない場合)</p> <p>本規程の第1条ないし第21条の規定を適用することができない利用方法により著作物を利用する場合は、著作物の利用の目的及びその他の事情に応じて利用者と協議のうえ、その使用料の額または率を定めることができるものとします。</p> <p>附則 本規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して30日を経た日以降(平成28年3月31日)から実施する。</p> <p>以上</p>		<p>実施日を2017年4月1日とする</p>																																										